# 平成19年度

青森県公社等点検評価委員会 点 検 評 価 結 果 等 報 告 書

平成19年11月

青森県公社等点検評価委員会

# 目 次

																																				頁
第	1	章	点	検評	価(	こ当	た	っ ๋	7	の	総言	論	的	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第	2	章	点	検評	価約	結果	Į.																													
	1	郥	团团	法人	2	1 あ	お	も	ָ נו	産	業組	総	合	支	援	セ	ン	タ	_	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	2	<b>社</b>	团注	法人	青し	八森	農	林扌	振	興	公社	社	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
	3	書	森!	県土	地區	用発	给公	社	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
	4	郥	团	法人	青和	森県	建	設	技	術-	セ:	ン	タ	_	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•			•	•		•	•	•	1	9
	5	書	[森]	県道	路	公社	<b>։</b>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•			•	•		•	•	•	2	1
	6	郥	团	法人	青着	森県	見フ	I	IJ	<del>ل</del> —	阜豆	頂	公	社	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	•		•	•	•	2	3
	7	書	[森]	県住	宅信	共給	公	社	•			•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	2	6
	8	〕	团	法人	むこ	つ小	VII	原均	地:	域	• ]	産	業	振	興	財	寸	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	2	9
	9	郥	团	法人	青和	<b>森学</b>	竹	文1	化	振	興見	財	寸	•	•						•			•						•				•	3	2
	10	ŧ	<b>こ</b> う	湾フ	ェリ	IJ <b>—</b>	· 株	式:	会	社		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				•		•	•		•	•	•	3	5
	11	<b>社</b>	t団;	法人	青和	<b>杰</b> 県	建	業排	振	興†	劦釒	会		•	•						•			•						•				•	3	8
	12	礻	t団;	法人	青和	森県	畜	産物	物	価相	各	安	定	基	金	協	会	•	•	•	•	•	•				•		•	•			•	•	4	1
	13	則	团	法人	むこ	つ小	\]	原》	漁	業排	架章	業:	安	全	協	会																		•	4	3
	14	書	<b>森</b>	空港	ビノ	レ株	走	会	社			•		•	•						•			•										•	4	5
委	員	名簿	•						•							•	•	•				•	•	•					•				•	•	4	7
(	参	考)	青	森県	公礼	灶等	点	検討	評	価値	委員	<b>員</b> :	会	に	ょ	る	点	検	評	価	実	施	対	象	公	社	等									
			及 7	び点	検言	評価	寅	施红	年	度																									4	8

## 第1章 点検評価に当たっての総論的事項

#### 1 本県における公社等の役割

本県における公社等は、県民サービスの維持・向上、県内産業の振興等のため、それぞれその 時代の要請を受けて設立され、幅広い分野において重要かつ多様な役割を担ってきた。

しかしながら一方で、国・県の行財政を取り巻く社会情勢、経済環境の変化、地方分権の本格 化等に伴い、徹底した行財政改革や県自身が担う分野の見直しが行われている中で、公社等につ いても設立目的と現状の業務内容の乖離、経営上の様々な課題等が明らかになったところである。

こうした中で、公社等が新たな時代の要請に的確に対応していくためには、統廃合を含んだ組織や業務の見直し等を実施することにより県民サービスを第一義としながら、最少の経費で最大の効果をあげることのできる、青森県らしい活力ある地域社会の構築に真に貢献できる公社等として再生していかなければならない。

## 2 当委員会の役割と点検評価の目的

当委員会は、平成14年度から16年度まで本県の主要な29公社等の経営状況、経営改革の 方向性等に関して検討を行い、その検討結果を報告してきた「青森県公社等経営評価委員会」の 後を受けて、平成17年度から、公社等改革を進めるために知事から委嘱された委員会である。

公社等の組織のあり方や業務内容等については、独立した法人である公社等自身が自ら見直しを実施していく必要があることは当然だが、その設立及び業務運営に深く関与してきた県としても、統廃合を含んだ組織や業務の見直し、更には今後の県としてのかかわり方等についても検討を行うことが必要となっている。

当委員会はこうした状況を踏まえて、公社等の経営状況、業務執行状況等についての点検評価を行い、併せてその改革のための提言を行うことを目的としている。

## 3 点検評価の視点

当委員会は、本年度の対象 1 4 公社等の経営状況、業務執行状況等を点検評価するに当たって、 以下の視点を設定した。

# (1)青森県行政改革大綱に掲げる「公社等の改革」の進捗状況の点検評価

(平成16年12月改訂の青森県行政改革大綱より抜粋)

## 5 公社等の改革

公社等については、社会経済情勢や県民の行政ニーズの変化の中で公社等を取り巻く 経営環境が著しく変化していることから、民間活力の活用の観点も踏まえて、統廃合 等を含め、その目的のより効果的かつ効率的な達成のための取組を推進します。

## (1)公社等の統廃合等

社会経済情勢の変化などに伴う経営環境の変化を踏まえ、業務内容等を検討の上、 積極的に公社等の統廃合に取り組みます。

## (2)公社等の経営改革

経営環境の変化に対応し、公社等の目的をより効果的かつ効率的に達成していくため、公社等の経営改革を積極的に推進します。

#### 経営の健全化

公社等を取り巻く経営環境の変化に柔軟に対応できるようにするため、事業の抜本的な見直し、徹底したコスト削減等を実施することにより、健全で効果的かつ効率的な経営を目指します。

#### 人員体制等の見直し

公社等自らの責任と経営努力による自立的な業務運営を促進する観点から、県派 遣職員については、順次引き揚げることとし、また、経営状況を踏まえ、職員数の 適正化及び給与の見直しを行います。

(2) 平成16年度青森県公社等経営評価委員会評価結果等報告書において指摘を受けた「今後の 課題」を踏まえた、公社等の経営状況についての点検評価

(平成16年度青森県公社等経営評価委員会評価結果等報告書より抜粋)

#### 第3章 今後の課題

県公社等法人の公共目的が効率的・効果的に達成されるように、本年度も当委員会が県公社等法人の経営状況に関する評価(マネジメント評価・財務評価)と、県公社等法人の経営改革方向性に関する提言と、県公社等法人の見直しを第三者の立場で実施してきたことを踏まえ、以下のような課題に各公社等法人が真摯に取り組んでいくことを当委員会は強く求めるものである。

- 1 自己経営評価制度を活かした経営改革推進
- 2 独立採算経営の確立と自主独立経営の確立と目標管理型経営の徹底・実質化
- 3 県公社等法人の見直し
- 4 硬直的でなく補助金等を前提としない経営姿勢の確立と経営組織の活性化
- (3)包括外部監査における公社等に対する指摘事項の改善状況の点検評価

包括外部監査における指摘事項のある公社等については、「第2章 点検評価結果」において指摘事項の内容を記述している。

(4) 平成17年度及び平成18年度の当委員会の提言に対する各公社等の対応状況の点検評価

これらの視点から、提出された公社等経営評価シートや各種決算資料等をもとに、必要に応じて各公社等及び所管課とのヒアリングを実施した上、それぞれの課題にどのように取り組んで、 その効果がどの程度上がっているのかということについて点検評価を行った。

## 4 公社等全般に関する提言

平成19年度の点検評価において、かなりの数の公社等に共通する課題として捉えた事項は、 次のとおりである。

## (1)公社等における人件費の高止まりの是正

当委員会では、公社等の職員の給与水準は、その経営状況いかんにかかわらず、原則的には 組織体制や事業規模の類似する民間企業を基準にするべきであると考えているが、平成18年 度の点検評価において、県職員が派遣されている公社等をはじめとする多くの公社等が職員の 給与体系を県職員の給与体系に合わせており、これらの公社等の職員の給与は、組織体制や事 業規模の類似する県内の民間企業の従業員の給与と比較して高い額となっていることが確認さ れたことから、「各公社等においては、これまでのように漫然と県職員の給与体系に合わせる のではなく、原則的には組織体制や事業規模の類似する民間企業を基準に、当該公社等の業務 内容及び業務量に見合った給与水準になっているか、また、経営状況の悪い公社等にあっては 経営状況に見合った給与水準になっているかなど、県民の理解を得られる給与水準について、 十分に検討していくべきである」ことを提言していた。

この点について、平成18年度に給与の削減を行っていた公社等は、社団法人青い森農林振興公社、財団法人青森県建設技術センター、財団法人むつ小川原漁業操業安全協会、社団法人青森県栽培漁業振興協会の4公社等であったが、平成19年度は、この4公社等に加え、青森県土地開発公社、青森県道路公社が給与の削減に取り組んでいることを確認したところである。これにより、県の給与体系に準じている11の公社等のうち6公社等が、自らの経営状況を踏まえ、独自の給与の削減に取り組んでいることとなったが、残る財団法人21あおもり産業総合支援センター、財団法人青森県フェリー埠頭公社、青森県住宅供給公社、財団法人むつ小川原地域・産業振興財団、社団法人青森県産業振興協会の5公社等においても、適切に対応することを求めるものである。特に、経営状況が悪い公社等においては、経営状況を踏まえた給与の見直しに早急に取り組むことを強く求めるものである。

また、給与について県の給与体系に準じている公社等は、退職金についても県職員の退職金の算定方法と同様の算定方法を採用しており、平成18年度の報告書では、退職金についても、東京都が平成16年度に都内の中小企業に対して行った調査による定年退職者のモデル退職金を例示しつつ、「その経営状況いかんにかかわらず、組織体制や事業規模の類似する民間企業を基準にするべきであると考えている。経営状況が悪い公社等においては、率先して退職金の見直しに取り組むべきである」ことを提言していた。

この点について、前述した給与の見直しを退職金の算定に反映させることとした公社等は、 財団法人青森県建設技術センター、財団法人むつ小川原漁業操業安全協会、社団法人青森県栽培漁業振興協会の3公社等のみであり、取組があまり進んでいないことを確認したところである。当委員会としては、退職金が合理的な水準となるよう、他の公社等においても見直しに取り組むことを求めるものである。

## (2) 最終的な損益に係る適正な会計処理の実施

引当金が適正に引当てされないままに、外形上黒字として決算が公表されている場合には、その情報を手にした県民が的確な判断を下すことができず、誤った認識をもってしまうことが考えられることから、平成17年度及び平成18年度の報告書では、「県民に対して経営状況を正しく明らかにするために適正な引当金を計上することを求める」ことを提言していた。

この点については、社団法人青い森農林振興公社、財団法人青森県フェリー埠頭公社、むつ湾フェリー株式会社及びむつ小川原原燃興産株式会社で適切な対応がなされたことを確認した。しかし、財団法人21あおもり産業総合支援センターについては、依然として引当金が適正に計上されていないことが確認されたことから、適正な引当金を速やかに計上することを強く求めるものである。

## (3)新公益法人会計基準の速やかな実施

公益法人においては、新公益法人会計基準を平成18年4月1日以後開始する事業年度からできるだけ速やかに実施することとされている。今回の公益法人会計基準の改正は、公益法人のディスクロージャーの充実及び受託責任の明確化を目指すものであり、県民の負託を受けて事業を推進している各公社等においては、県民に対する説明責任を果たす上で特に重要であると考えられることから、平成18年度の報告書では、「公益法人である公社等においては、新公益法人会計基準を速やかに実施すべきである」ことを提言していた。

この点については、対象となる15公社等のうち、平成18年度から6公社等が新公益法人会計基準を実施しており、平成19年度からは、この6公社等に加え、3公社等が新公益法人会計基準を実施していることを確認し、取組は進んでいるものと認められた。平成20年度からは、さらに5公社等が新公益法人会計基準を実施する予定となっており、これらの公社等については、予定どおり実施するよう望むものである。

なお、財団法人青森県フェリー埠頭公社については、現在、国の指導により企業会計を採用 しているため速やかな移行は困難であるとのことであるが、引き続き国の方針を確認し、可能 な時点で新公益法人会計基準を実施していく必要がある。

# 5 各公社等に対する提言

本年度の対象14公社等について点検評価を行った個々の結果は「第2章 点検評価結果」に おいて記述しているが、各公社等に対する提言の概要は以下のとおりである。

1 財団法人21あおもり産業総合支援センター (1)理事長の常勤化とトップマネジメントの強化 (2)資金の集中的・重点的な投資によるより効果的な事業の実施 (3)県派遣職員のプロパー職員への置換えの推進 (4)設備・機械類貸与事業に係る適正な貸倒引当金の計上並びに未収債権の発生防 止及び回収率の向上 (5)設備貸与事業会計及びオーダーメイド型貸工場事業会計における適正な人件費 の計上 2 社団法人青い森農林振興公社 (1)分収造林事業の欠損見込額縮小のための適切な対応 (2)農地保有合理化事業の滞納小作料等及び長期保有農地の発生防止及び解消 (3)青年農業者等育成センター事業のより効果的・効率的な実施 3 青森県土地開発公社 (1)長期的視点に立った当法人のあり方の検討 (2)青森中核工業団地の分譲の促進 4 財団法人青森県建設技術センター (1)経営の独立民営化に対応した経営基盤の強化 5 青森県道路公社 (1)債務返済のための更なる取組 (2)維持管理費の削減と道路の安全性及び利便性の維持・確保 6 財団法人青森県フェリー埠頭公社 (1)フェリーの利用促進及び経営合理化の推進 7 青森県住宅供給公社 (1)保有土地の着実な売却の推進 (2)残余財産の処理方針の策定 (3)プロパー職員の処遇に係る連携した取組 8 財団法人むつ小川原地域・産業振興財団 (1)事業の選択と助成の集中の推進 (2)他団体との協調・連携 (3)当法人のあり方の検討 (4)財産運用に係る体制の整備 9 財団法人青森学術文化振興財団 (1)組織体制の見直し (2)助成対象の適切な選定 (3)資産運用のリスク管理

## 第2章 点検評価結果

# 1 財団法人21あおもり産業総合支援センター

## 1 法人の概要 (平成19年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 加藤 丈夫	県所領	<b>管部課</b> 名	当商		5工政策課	
設立年月日	昭和 44 年 5 月 26 日	基本原	財産	549	,756 千円		
主な出資者等	氏名・名称	īr		3	全額	出資等比率	
の構成	青森県			390	0,000 千円	70.9%	
(出資等比率順位順)	みちのく銀行			34	4,010千円	6.2%	
	青森銀行			33	3,690 千円	6.1%	
	青森市			30	),245 千円	5.5%	
	東北電力			11	1,710千円	2.1%	
	黒石市			7	7,220千円	1.3%	
	藤崎町			Ę	5,090 千円	0.9%	
	あおもり信用金庫			3	3,583 千円	0.7%	
	田舎館村			2	2,445 千円	0.4%	
	みずほ銀行			2	2,070 千円	0.4%	
組織構成		*F	~ <u>-</u> 4	-4+L		/# + <del>/</del> /	
		数 1 6 名	うち常	1名	県OB14	備 考	
	監事	2名		- ' 日 名	来001年		
		7 9 名	3	3 4名	県派遣18		名
業務内容	県内中小企業者等に対	付する研究	究開発力	から事業	美化までに 帰	なじた総合的な	 \$支援
経営状況	経常収益 2,635	5,444 千円	9 ( 7	その他参	参考)		_
(平成 18 年度)						301,482 千円	
		3,421 千円				63,154 千円	
	当期一般正味財産増減額 156	5,421 千円	県の	の損失剤	再價 3,	456,285 千円	

## 2 沿革

県内中小企業の設備の近代化を促進するため、中小企業近代化資金等助成法による設備貸与機関として、昭和44年5月に財団法人青森県中小企業機械貸与公社(昭和49年10月に財団法人青森県中小企業振興公社に名称変更)が設立された。

その後、厳しい経済環境の中で本県産業のより一層の活性化を進めていくためには新産業や新事業の創出が不可欠であることから、研究開発から事業化までを一貫して総合的に支援する体制の構築を図るため、平成12年4月に財団法人青森県中小企業振興公社を存続法人とし、財団法人青森テクノポリス開発機構及び財団法人21あおもり創造的企業支援財団を統合し、名称を「財団法人21あおもり産業総合支援センター」に変更した。

#### 3 課題と点検評価

当法人については、平成18年度の報告書において提言した事項4点及び平成18年度包括外部 監査結果報告書における指摘事項のうち当法人の対応が不十分であると認められた事項3点につい て点検評価を行った。

#### (1)平成18年度の報告書における提言事項

#### ア 理事長の常勤化とトップマネジメントの強化

当法人は、本県における産業の中核的支援機関として非常に重要な役割を担っていることから、強力なトップマネジメントの下で法令を遵守しながら、その役割を適切に遂行していくことが期待されているが、当委員会が点検評価を行った平成17年度及び平成18年度においては、当法人の理事長は、非常勤であり、しかも、県外に在住しているため、理事長が実際に勤務する日は、年に数回に限られており、理事長に強力なトップマネジメントの発揮及び法令遵守の徹底を期待することは著しく困難を伴う状況にあると判断された。そのため、平成17年度及び平成18年度の報告書では、「トップマネジメントの強化及び法令遵守の徹底を図るため、理事長の常勤化を早期に実現すること」を提言していた。

所管課では、本提言について、当法人は、本県の最重要課題である「産業・雇用」に係る中核的支援機関として、県内企業に対するワンストップサービスを提供する機関であり、産学官金連携による産業創出やジョブカフェ等、幅広い業務を担っていることから、理事長については、当法人の運営に関する幅広い資質を持った人物が不可欠であるが、そのような人物に常勤の理事長として就任していただくことは現状においては困難であり、また、そのような人物に相応の報酬を支払うことも当法人の財務上困難であることから、財務面等の日常業務は常勤の専務理事が担当し、法人の経営方針等については理事長が担当する方式を継続する、としており、平成19年5月27日に加藤丈夫氏(富士電機ホールディングス(株)相談役)が非常勤の理事長として就任している。

当委員会としては、トップマネジメントの強化及び法令遵守の徹底を図るために、理事長の常勤化が早期に実現されることを引き続き強く望むものであるが、非常勤の理事長が選任された現状を踏まえると、当面は、非常勤の理事長の下であっても当法人が適切に経営されることを望むものである。なお、当法人からは、日常的なマネジメントについては専務理事が行っており、逐次、理事長に状況を報告しつつ、重要事項については理事長が決定している、との説明があったが、理事長が経営責任者として実質的に当法人のマネジメントに関与していくためには、ある程度定期的に理事長が事務所において勤務する必要があり、当法人の厳しい財務状況については理解しているが、理事長が可能な限り事務所において勤務することができるよう適切な手段を講ずることを期待する。

## イ 資金の集中的・重点的な投資によるより効果的な事業の実施

当法人は、平成17年度において、設備投資支援事業をはじめとして20の事業を行っており、また、会計が24の事業に区分されていることにより資金が分散化していることから、平成18年度の報告書では、「事業全体の見直しにより事業の統合・再整理を行いながら、資金を集中的・重点的に投資し、より効果的な事業を行うこと」を提言していた。

本提言については、平成19年度から、地域産業総合支援事業等に係る5つの会計を一本化したほか、「スタートアップ応援型ファンド運営・助成事業」を開始することにより、これまでの各種助成金事業等を集約して県内企業支援のための助成を行うこととしていることから、効果的な事業の実施を期待するものである。

当法人が果たさなければならない機能が多岐にわたることは十分承知しているが、引き続き、 事業全体の見直しにより事業の統合・再整理を行いながら、資金を集中的・重点的に投資し、 より効果的な事業を行うことを望むものである。

## ウ 県派遣職員のプロパー職員への置換えの推進

平成18年度は、常勤職員34名中18名が県からの派遣職員であり、県派遣職員は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律により派遣期間が限られ、通常3年程度で県に戻ることから、当法人が実施している専門的事業に係るノウハウが蓄積されず、特に設備投資支援事業については、貸付審査、事業のフォローアップ、貸付債権の回収といった一連の企業支援業務が担当職員の短期間での交替により円滑に行われず、このことが貸付債権の延滞増加の要因の一つになっているのではないかと懸念された。このため、設備投資支援事業等に係る専門的なノウハウの蓄積を図り、自立した経営を行うことができるよう、平成18年度の報告書では、「プロパー職員を育成し、中小企業診断士の資格を取得させることなどにより、県派遣職員のプロパー職員への置換えを推進すること」を提言していた。

平成19年度も、平成18年度と同様に常勤職員34名中18名が県からの派遣職員となっており、所管課では、本提言について、当法人の実施する補助事業、受託事業等に応じて県職員を派遣していること、また、現状の財務状況では、プロパー職員を新たに採用することができないことから、事業量に応じた県派遣職員が必要であるとしている。

確かに、当法人が一定の期間に限り実施する補助事業、受託事業等については、当面は県派 遺職員で対応することもやむを得ないとしても、設備投資支援事業等の恒常的な事業について は、専門的なノウハウの蓄積を図る必要性が高いことから、プロパー職員を育成し、中小企業 診断士の資格を取得させることなどにより、順次、県派遺職員のプロパー職員への置換えを推 進することが必要である。

また、当法人の経営状況を踏まえると、プロパー職員の人件費の見直しは喫緊の課題であり、 早急にプロパー職員の人件費の見直しを行った上で、見直しにより生じた財源で新たなプロパー職員を採用するといった経営努力も必要である。

エ 設備・機械類貸与事業に係る適正な貸倒引当金の計上並びに未収債権の発生防止及び回収率 の向上

#### (ア)設備・機械類貸与事業に係る適正な貸倒引当金の計上

平成18年度においては、設備・機械類貸与事業に係る未収債権について、債権分類が適正に行われておらず、かつ、当法人が試算している平成17年度末の貸倒引当金必要額3億6,064万円に対し、貸倒引当金1億5,083万円しか計上されていなかった。そのため、平成18年度の報告書では、「設備・機械類貸与事業に係る未収債権について、債権分類を適正に判断するとともに、貸倒引当金を全額計上すること」を提言していた。

当法人は、本提言にしたがい債権分類を厳格に行った結果、平成18年度末の貸倒引当金の必要額を6億2,285万円と見積もっているが、平成18年度の決算においては、貸倒引当金として1億9,497万円しか計上されていない。

当法人は、貸倒引当金必要額を全額計上しない理由として、関係機関から「貸倒引当金必要額を一括計上しなくても違法、不当ではない」という指導を受けたことをあげているが、この見解は、当法人が平成18年度から採用している新公益法人会計基準の下では適当でない。新公益法人会計基準では、「財務諸表は、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明りょうに表示するものでなければならない」とされ、また、「受取手形、未収金、貸付金等の債権については、取得価額から貸倒引当金を控除した額をもって貸借対照表価額とする」と規定されていることから、同基準にしたがって適切に対応することが必要である。

また、当法人及び所管課では、「貸倒引当金必要額を一括計上するための財源がない」こ

とも理由にしているが、貸倒引当金の計上には財源を一切必要としないことから、適切な対 応が必要である。

## (イ)設備・機械類貸与事業に係る未収債権の発生防止及び回収率の向上

平成17年度においては、平成16年度と比較し、未収債権の発生額が減少したものの、 未収債権の回収額も減少し、依然として回収額よりも発生額が多い状況が続いていた。この ため、平成18年度の報告書では、「設備・機械類貸与事業における貸与審査の精度を高め るとともに債権管理の適正化に向けた体制及び取組をより一層強化し、未収債権の発生防止 及び回収率の向上に努めること」を提言していた。

本提言については、貸与制度の趣旨を損なうことなく、新規未収債権の発生を防止するため、企業調査、審査、検収、事後指導等のフォローアップ体制のより一層の充実・強化に努めており、未収債権の回収については、毎期債権回収の目標を設定し、未収企業への重点訪問等により未収督促を強化して回収に努めている、とのことであったが、平成18年度の未収債権の状況は、次のとおりであり、平成17年度と比較し、未収債権の発生額が減少しているが、未収債権の回収額も減少しており、依然として回収額よりも発生額が多い状況が続いている。

【平成17年度及び平成18年度の未収債権の状況】

(単位:千円)

区分	•	年度当初未収債権額	左の回収額	発生額	償却額	年度末未収債権額
平成17年	度	928,432	57,346	86,194	58,753	898,527
平成18年	度	898,527	33,787	68,277	105,903	827,114

平成19年度において設備・機械類貸与事業を担当している職員は、県派遣職員2.5名、プロパー職員3名の計5.5名となっており、平成18年度と同様の人員体制となっている。 平成18年度の設備・機械類貸与事業の貸付実績は、前年度の3.2倍となっており、当法人は、今後さらに設備・機械類貸与事業の貸付けに力を入れ、収益力の向上を図っていくこととしているが、現状の人員体制では、今後増加する債権を適切に管理していくことは困難と思われる。事実、平成18年度の未収債権の自己査定による貸倒引当金の算定は、決算が終了した8月に行われている状況である。貸付けから回収まで責任を持ってできるような体制にしていかなければ、今後さらに未収債権が増加する可能性もある。

したがって、引き続き、設備・機械類貸与事業における貸与審査の精度を高めるとともに、 債権管理の適正化に向けた体制及び取組をより一層強化し、未収債権の発生防止及び回収率 の向上に努める必要がある。特に、債務者区分が「要注意先」以下に分類されている企業に ついては、中小企業再生支援協議会やコーディネーターの活用等により、当該企業の再生支 援に向けて取り組むことも必要である。

また、回収が実際上困難であるにもかかわらず、償却基準に該当しないため、長期間にわたり第 分類(回収不可能又は無価値と判定される債権)に分類されている債権があったことから、平成18年度の報告書では、「未収債権の償却基準を合理的な観点から実態に合うように見直すこと」を提言していたが、今後、規程改正を行い、計画的に償却していく予定であることを確認したので、適切に実施する必要がある。

## (2) 平成18年度包括外部監査結果報告書における指摘事項

ア 設備貸与事業会計及びオーダーメイド型貸工場事業会計における人件費の計上について 設備貸与事業会計については、決算時に各会計の収支尻をゼロとするために、会計間の人件 費の振替えが行われており、その結果、決算書上の各会計で計上されている人件費は実態を適 切に表さなくなっているばかりか、会計間の不要な取引の仕訳や資金の授受による事務コストを発生させていることから、次期以降このような取扱いを改める必要がある、と指摘されている。

また、オーダーメイド型貸工場事業会計については、人件費配賦の基準について一貫性・継続性が見られず、また、業務量からすれば現在はオーダーメイド型貸工場事業は償還業務のみを行っており業務量を反映した適正な配賦基準に従っているとは到底考えられないことから、業務量を反映した人件費の配賦基準について、十分検討する必要がある、と指摘されている。

当法人では、各事業会計すべてがそれぞれの人件費を賄うための管理費を有しているわけではないので、各事業会計単位で人件費を適正配分し計上することは困難であるが、今後の課題として、県と協議しながら、財政状況を踏まえて検討していきたい、としている。

事業ごとに事務分担が決まっていることから、事業を実施する職員の人件費については、当該事業に係る会計に配賦する必要があり、また、管理費については職員数に応じて配賦するなど、経理規程に明文化し、又は会計処理マニュアル等を制定し、実態を反映した経費の配分が決算書に反映されるよう措置を講ずる必要がある。

イ オーダーメイド型貸工場事業会計における青色申告の承認申請書の提出遅延による欠損金の 繰越控除の機会喪失について

平成13年度及び平成14年度において、青色申告の承認申請書の提出遅延により欠損金の 繰越控除の機会を逸し、納税資金約24,000千円が失われたが、この重大な手続上の瑕疵につき、 所管課への報告や責任の所在を明らかにすることも当時なされなかったことから、事業実施に 当たっては、善良な管理者としての注意をもって行い、問題があれば速やかに所管課への報告 がなされる体制を整備すべきである、と指摘されている。

当法人では、事業の執行については、常に善良な管理者としての注意をもって事業の実施に努め、今後、同様のケースがないよう細心の注意を払い、適切に処理し、また、問題が発生したときは、速やかに理事長に報告するとともに、所管課に報告する体制にしていく、としていることから、適切に対応する必要がある。

ウ オーダーメイド型貸工場事業会計における前期損益修正損の内容及び税務上の損金性につい て

平成17年度決算において前期損益修正損73,738千円が計上されているが、その内容は、平成13年度の税務申告上、割賦設備の元金部分を誤って収入計上したことによる過年度決算の修正損であり、発生原因の十分な究明と改善措置が必要であると考える、と指摘されている。

当法人では、今後、同様のケースがないよう相手先企業の債権管理を適切に行うようにし、また、会計事務所から提出された書類についても、債権残高と照合することとしている、としているが、まず原因の究明を行い、過去の事実を文書化して整理するとともに、その結果を踏まえた上で再発防止策を講じる必要がある。

# 2 社団法人青い森農林振興公社

1 法人の概要 (平成19年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 一戸	 洋次	県所管	部課名	農村	林水産部 棹	<b>講造政策課</b>	
設立年月日	昭和 46 年 4 月 1	3 日	出資	金	10,	200 千円		
   主な出資者等	氏行	名・名称			ž	E額	出資等比率	
の構成	青森県				ţ	5,100 千円	50.0%	
(出資等比率順位順)	弘前市					360 千円	3.5%	
	つがる市					340 千円	3.3%	
	青森市					260 千円	2.5%	
	十和田市					260 千円	2.5%	
	五所川原市					240 千円	2.4%	
	八戸市					220 千円	2.2%	
	東北町					200 千円	2.0%	
	青森県信用農業	<b>Ě協同組合</b>	連合会			200 千円	2.0%	
	むつ市					180 千円	1.8%	
組織構成		1 1/4		~ _1_ A16.±	+1		/# +>	
	理事	人数	人 4名	うち常勤	<u></u> 1名	県OB1名	備 考 	
	監事		2名		名	7/(0.1)	<b>-</b>	
	職員	5 2	2名	3	1名	県派遣15	名	
業 務 内 容	農地保有合理 事業等	化事業、沒	分収造材	<b>事業、</b>	青森	県酪農振興	センターの管	理運営
経営状況	経常収益	2,676,1		1		参考)		
(平成 18 年度)	経常費用	2,847,3				輔助金 エジス は 、 イ	925,35	
	当期経常増減額		40 千円	i		無利子借入á 系式 東光四)		
	当期一般正味財産増減額 	170,3	74 千円	県の排		受託事業収 <i>)</i> <sup>歯僧</sup>	\ 162,57 15,399,75	
				ボツゴ	八八八	HI I具	10,000,70	0 111

## 2 沿革

当法人は、昭和46年4月に、農地保有合理化事業その他農業構造改善に資するための事業を実施することにより、農業の健全な発展と農村経済の振興に資することを目的に「社団法人青森県農村開発公社」として設立された。

その後、平成15年4月に、財団法人青い森振興公社(平成15年3月解散)の分収造林事業及び林業労働力確保事業を承継するとともに、青森県酪農振興センターの管理運営を県から受託することとなり、名称を「社団法人青い森農林振興公社」に変更した。

なお、青森県酪農振興センターについては、平成18年4月から指定管理者制度が導入されているが、当法人が指定管理者に指定され、引き続き管理運営を行っている。

#### 3 課題と点検評価

当法人については、平成18年度の報告書において提言した次の3点について点検評価を行った。

(1)「青森県分収造林のあり方検討委員会」の検討結果を踏まえた県行造林への速やかな移行等 分収造林事業(当法人と森林所有者が分収造林契約を結び、当法人がスギ等を造林し、下刈、 間伐等の適切な保育管理を行い、将来伐採したときにその収益を当法人と森林所有者とで分収す る事業)は、当初、収益事業として始まったものであるが、現在では、事業の収支条件が大幅に 変化し、収益事業として存続することはもはや困難な状況にある。

したがって、今後の経営の方向性としては森林の持つ公益的機能を維持する観点から県行造林へ移行することも検討すべきであると考えられたことから、平成18年度の報告書では、「『青森県分収造林のあり方検討委員会』における県行造林への移行に当たっての課題についての検討結果を踏まえ、県行造林へ速やかに移行すること」を提言していた。

また、平成17年度に行われた分収造林事業の長期収支試算によると、経営期間最終年度の平成68年度において325億円の欠損が生じる見込みとなっていたことから、「経費削減の徹底及び収入確保対策の推進を図り、欠損見込額325億円の縮小に努めること」及び「毎年度の決算書の作成に併せて長期収支試算を定期的に行うとともに、当法人の経営努力の状況、分収林の公益的価値等を含めて県民に情報提供を行い、当法人の経営努力、分収林の果たす重要な機能等について県民の理解を求めること」を提言していた。

これらの分収造林事業に関する提言への取組状況については、次のとおりである。

ア 「青森県分収造林のあり方検討委員会」の検討結果を踏まえた県行造林へ速やかな移行 平成19年3月に「青森県分収造林のあり方検討委員会最終報告書」が知事に提出され、分 収造林事業の経営を県に移管することが提言されている。

これを受けて、所管課では、現在、県行造林に移行することにより生じるメリット・デメリットについて検討を行っており、さらに、県行造林への移行以外の方法との比較などの検討も必要であるとしている。

#### イ 経費削減の徹底及び収入確保対策の推進

経費削減については、森林の持つ公益的機能の維持発揮が求められている中にあっても、これまで事業の見直し、事業量の削減等により経費を抑制してきており、林業施業上限界に近づいている。しかし、債務を少しでも抑制するため、1回目の間伐作業(切捨て間伐)について、立木の生育状況等に応じ、立木の生育に支障を来さない範囲において除伐の歩掛りを用いて事業費を積算することにより、コストの削減を図るほか、作業の発注・契約方法の見直しによるコストの削減効果等についても長期的な視点に立って検討するとしている。

また、収入確保対策については、従来、随意契約により間伐材を森林組合に販売していたが、今後は、競争入札に付して増収を図るとしている。

#### ウ 定期的な長期収支試算及び県民に対する情報提供

定期的な長期収支試算については、平成18年度の決算書の作成に併せた長期収支試算は実施されていないことから、適切な時期に実施した上で、公表していただきたい。

また、県民に対する情報提供については、 造林実績、 分収造林事業を取り巻く状況、 経営改善の取組状況、 公社分収造林における公益的機能の評価、 公社分収造林事業長期収 支の見通しを当法人のホームページにおいて情報提供することとし、その内容について、現在、 県と協議をしているとのことであった。

当法人が実施してきた分収造林事業における森林資源は、木材の生産機能に加え、貯水、洪水

緩和、土砂崩れの防止、地球温暖化防止のための二酸化炭素吸収など多くの公益的機能を有しているが、当法人の分収造林事業が将来の県民に多大な負担を押し付けるものであってはならないことは言うまでもない。

そのため、平成17年度に試算された欠損見込額325億円の縮小に努めるべく、人件費のさらなる削減を含む経費削減の徹底及び収入確保対策の推進、更には、県行造林への移行を含むあらゆる方法を検討し、適切に対応する必要がある。

## (2)農地保有合理化事業の滞納小作料等及び長期保有農地の発生防止及び解消等

平成17年度末の滞納小作料は、滞納者数95名、滞納金額1億9,677万円となっており、また、同年度末の長期保有農地(売渡しを予定していた農家の経営の悪化等により売渡しができず、当法人が5年以上保有している農地)は、44件、136.7ha、買取価格5億2,082万円となっており、当法人の経営健全化のためにはこれらの解消と新たな滞納小作料及び長期保有農地の発生防止が課題となっていた。そのため、平成18年度の報告書では、「農地保有合理化事業については、引き続き滞納小作料等及び長期保有農地の発生防止及び解消に努めること」を提言していた。

本提言については、平成19年度から新たな保証金・保証人制度を導入し、滞納小作料及び長期保有農地の発生防止に努めているとともに、平成18年度において、債権管理・回収専門員2名と現地駐在員2名を配置したほか、法的手続を7件実施し、滞納小作料及び長期保有農地の解消に努めている。

平成16年度から平成18年度までにおける滞納小作料及び長期保有農地の状況は、次のとおりとなっており、平成18年度は、滞納小作料及び長期保有農地ともに、新規発生よりも解消が多く、金額ベースで初めて前年度よりも減少した。

#### 【滞納小作料の状況】

(単位:人、千円)

区分	期首			解消	新	規発生	期末		
区 分	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	
平成16年度	100	161,575	52	26,864	62	56,506	101	191,216	
平成17年度	101	191,216	82	36,459	56	42,017	95	196,775	
平成18年度	95	196,775	75	37,107	47	26,454	88	183,495	

平成18年度は、自己破産等により回収不能となった4人、263万円について貸倒損失処理を行っている。

## 【長期保有農地の状況】

(単位:件、千円)

区分	期首			解消	新	規発生	期末		
区 分	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
平成16年度	23	307,563	5	31,692	17	186,408	35	462,278	
平成17年度	35	462,278	10	59,625	17	118,171	44	520,824	
平成18年度	44	520,824	16	130,114	5	63,503	36	454,213	

農地保有合理化事業を含む農村会計については、正味財産増減額が平成17年度 154,2 30千円、平成18年度 176,213千円と2年続けて大幅な減少となっているほか、今後 5年間の一般正味財産増減額も、次のとおりマイナスが続く見込みとなっている。

#### 【今後5年間の一般正味財産増減額の見込み】

(単位:千円)

区分	19年度	2 0 年度	2 1 年度	2 2 年度	2 3 年度
当期一般正味財産増減額	14,544	26,052	7,521	24,169	12,716
一般正味財産期末残高	147,613	121,561	114,040	89,871	77,155

その原因は、滞納小作料及び長期保有農地に係る引当金の計上、これらに係る借入金の支払利息等によるものとされており、今後の滞納小作料及び長期保有農地の発生及び解消次第では、近

い将来において一般正味財産がマイナスとなり、農地保有合理化事業の継続に支障を来すのではないかと危惧される。

当法人からは、滞納小作料及び長期保有農地の解消及び新規発生の防止等について取り組むことにより、平成24年度以降については一般正味財産増減額がプラスに転じる見込みであるとの説明があり、また、既に見たとおり、滞納小作料及び長期保有農地の解消及び新規発生の防止に関する当法人の取組については、一定の成果が現れてきているが、滞納小作料及び長期保有農地の残高が依然として大きく、当法人の経営に多大な影響を与えていることから、これまで以上に滞納小作料及び長期保有農地の発生防止及び解消に努める必要がある。

平成17年度の決算書では、長期保有農地について、近傍類似地価格をもとに算定した合理化事業用地損失引当金5,648万円が計上されていたが、実際には近傍類似地価格による売却が困難と認められた農地もあったことから、平成18年度の報告書では、「長期保有農地に係る合理化事業用地損失引当金については、売却可能価額等をもとに、より実態に即した額を計上すること」を提言していた。

本提言については、平成19年2月28日に、「推定売渡価額が時価より低い場合には、簿価と推定売渡価額との差額を引当金として計上する」旨の引当金取扱要領の改正がなされており、これにしたがって、平成18年度の決算書において合理化事業用地損失引当金17,638万円が計上されていることを確認した。

#### (3) 青年農業者等育成センター事業のより効果的・効率的な実施

青年農業者等育成センター事業については、全体的に計画に対する実績が低いので、平成18年度の報告書では、「事業の周知徹底を図るなど、より効果的・効率的な事業の実施に取り組むこと」を提言していた。

本提言については、平成18年度において、ホームページの充実や関係機関へのポスター等の配布により本事業のPRに努めたとしているが、全体的には平成17年度と同程度の実績となっていることから、本事業について一層の周知徹底に努め、より効果的かつ効率的な事業の実施に取り組む必要がある。

## 3 青森県土地開発公社

1 法人の概要 (平成19年7月1日現在)

代表者職氏名	理事長 葛西	憲之	県所	f管部課	名	県土	整備部 監	理課	
設立年月日	昭和 48 年 3 月	31 日	基Z	<b>卜財産</b>		10,0	00 千円		
主な出資者等 の構成 (出資等比率順位順)	氏:							出資等比率	
組織構成	区分	人数	ל	うせ	5常	革力		備 考	<u> </u>
		人。		J:	ΤП	<b>玉</b> 刀	県OB2名	MB 'ラ	1
	理事	(	5名			2名	理事長及び専利	努理事は青森県道路公社 20世紀の社供は	
	 	•	2名			1名		<ul><li>ご供給公社併任</li><li>道路公社及び青森県住宅</li></ul>	
	<u> </u>	4	ı			' Н	供給公社併任		
	職員数	2 7	7名		2	3名	県住宅供給公社	青森県道路公社及び青森 注併任) 合公社からの派遣職員 2	
* * * + *	地大八井田は	1= /\\	<b>-</b> 1	# <b>~</b> # /	_ <del>_</del>	1/B + /	ここハナル	四组声光 古姓工	- ** ==
業 務 内 容								取得事業、内陸工 び地方公共団体等	
	地の用に供する   託に基づき土地				_				が安
経営状況	事業収益			千円	1		他参考)		
(平成 18 年度)	事業利益	6	3,925	千円	準	備金額	合計	312,354	千円
	経常利益	3	3,243	千円	県	から	の補助金	50,602	千円
	当期利益	12	2,935	千円	県	から	の受託事業	収入 96,948	千円
					県	の債	務保証	2,325,811	千円

## 2 沿革

高度経済成長期においては、土地の高騰は深刻な問題であり、地方公共団体が行う公共事業においても用地の取得に事業費の相当部分が費やされるなど、事業の効率が著しく低下していた。

このような状況に対処するため、全国の地方公共団体では将来の公有地となるべき土地を先行取得しておくため、公益法人を設立するようになった。本県においても、昭和45年2月5日、財団法人青森県土地開発公社が設立された。その後、昭和47年10月、必要な土地の先買いに関する制度及び地方公共団体に代わって土地の先行取得を行うこと等を目的とする土地開発公社の創設等を内容とした「公有地の拡大の推進に関する法律」が施行され、同法に基づき昭和48年3月31日に上記財団法人が組織変更して青森県土地開発公社となった。

以来、当法人は、県による債務保証のもと民間の金融機関から自由に資金借入れができ、将来に必要な土地を値上がり前に確保できるという公社制度の利点を生かしながら、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行い、本県の社会資本整備の進展に寄与してきたところである。

なお、平成14年4月1日から当法人、青森県道路公社及び青森県住宅供給公社の管理部門が統合されるとともに常勤役員も併任とされ、現在に至っている。

## 3 課題と点検評価

当法人については、平成18年度の報告書において提言した次の2点について点検評価を行った。

#### (1)長期的視点に立った当法人のあり方の検討

近年の公共事業の減少等により当法人の業務量は減少しており、平成18年度の点検評価では、当法人の運営費を賄うのに必要な業務量を確保できず、準備金が減少する状況が続いていることが確認されたところであるが、平成18年度に北海道新幹線用地取得業務(平成18年度から平成24年度まで)を受託し、この間においては一定の業務量が確保される見込みであることから、平成18年度の報告書では、「県と当法人とが、この間に長期的な視点に立った当法人のあり方を検討する必要があること」を提言していた。

この点について、所管課からは、当法人は県の用地職員の経験・知識不足を補うという県の行う 用地取得業務の補完的な役割を果たしており、当法人のあり方を検討するに当たっては、県の用地 取得業務のあり方と合わせて検討する必要があること、また、検討のスケジュールについては、当 法人が策定した中期5カ年計画(平成19年度~平成23年度)の今後の推移を詳細に検証する必 要があること及び北海道新幹線用地取得業務が平成24年度まで計画されていることから、平成 23年度に最終的な方針を出す予定で検討を進めていくとの説明があった。

当法人の経営状況をみると、平成18年度は1,293万円の損失を計上し、平成19年度以降についても平成21年度、平成22年度の2カ年を除いては各年度損失を計上する見込みとなっている。これにより、現在は3億1,235万円ある準備金も、中期5カ年計画の最終年度である平成23年度末には2億2,518万円にまで減少する見込みとなっており、北海道新幹線用地取得業務が終了した後は、準備金がさらに減少していくことが懸念されることから、当法人のあり方については早期の検討が望まれるところである。

所管課としては、当法人のあり方について、平成23年度に最終的な方針を出す予定であるとのことであるが、当法人においては、今後、平成23年度までに5名が定年退職する予定であり、定年退職者の補充の有無を判断するためには、当法人の組織体制等についての将来の見通しが必要であることから、当法人のあり方については、県の用地取得業務のあり方も含めて検討し、早期に方針を決定するべきである。

#### (2) 青森中核工業団地の分譲の促進

青森中核工業団地造成事業について、共同事業主である独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、旧地域振興整備公団が行っていた工業再配置等業務を平成25年度末まで行うことができるとされている。しかし、平成26年度以降は機構がこの事業を継続できるかどうか明確ではなく、平成25年度末までに分譲が完了しない場合には、事業全体が県に移管される可能性があることから、平成18年度の報告書では、「企業の投資意欲が高まっているこの機を捉えて、平成25年度までの100%分譲に向けて、必要な取組を行うこと」を提言していた。

この点について、青森中核工業団地造成事業を所管する工業振興課からは、県、青森市及び機構が協議会を設置して県内外の企業に対するアンケートや企業訪問、新聞広告によるPRなど様々な企業誘致活動を展開するとともに、県、青森市においては企業立地を促進するための補助金等の優遇制度の充実を図っており、平成18年度の企業立地はリースを含め7社と過去最高の件数となったことが報告された。また、今後については、これまでに導入した分譲価格の引き下げやリース制度、優遇制度の拡充等のPR、関係機関との連携による積極的な企業誘致活動のほか、企業ニーズに対応した小区画の造成により、早期に分譲を完了させるよう取り組むこととしており、現在、複数の企業と折衝を進めていることについて説明があった。

当委員会としては、県内においては、この種の工業用地等の分譲、リースは、昨今の経済、産業の状況からして、かなりの困難を伴うことは理解しており、また、分譲を進めるための様々な取組の結果、平成18年度の企業立地が過去最高の件数となったことについては評価するが、平成19

年9月30日現在の青森中核工業団地の分譲等の割合はリースによる立地を含め26.4%(うち分譲20.5%、リース5.9%)にとどまっていることから、今後は、企業に対する優遇制度の周知をより一層強化するなど、平成25年度までの100%分譲に向けて、引き続きあらゆる手段を講ずる必要がある。

## 4 財団法人青森県建設技術センター

1 法人の概要 (平成19年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 千葉	要	県所	管部課	名 県土	整備部を整	備企画課	
設立年月日	昭和 51 年 4 月	1 日	基本	財産	3,00	0 千円		
主な出資者等 の構成 (出資等比率順位順)	氏: 青森県	名・名称				金額 3,000 千円	出資等比率 100.0%	
組織構成	区 分 理 事 監 事 職員数	2	7 5名 2名 4名	うち	5常勤 2名 名 名 49名	県 OB 1名	-	
業務内容	建設事業に関 理等	する調査、	研究	え及び打	支術的支	援並びに公	共施設の下水道維持	持管
経営状況 (平成 18 年度)	当期支出		千円 千円	」 ) (2)		受託事業収入	へ 1,387,206 千F るもの 1,079,772 千	

## 2 沿革

昭和50年当時、弘前市を中心とした大災害の復旧工事の早期対応が必要となり、また、本県における良質な社会資本の整備に対する要望も増大していた。このような状況に対処するため、県・市町村の公的事業に係る工事の設計、積算及び管理を行い、県・市町村の公的事業の円滑な執行を補完することにより、土木技術職員の業務量の緩和を図り、県及び市町村の土木技術職員並びに建設業界関係技術職員の技術向上を図るため、昭和51年4月に、当法人は設立された。

一方、昭和62年4月より一部供用が開始された岩木川流域下水道、平成3年4月の供用開始に向けて事業を進めていた馬淵川流域下水道及び十和田湖特定環境保全下水道の適正かつ効率的な維持管理を行うとともに、県及び流域関連市町村等との密接な連携による協力体制を確保するため、平成2年4月に財団法人青森県下水道公社(以下「下水道公社」という。)が設立された。

その後、公社等統廃合計画の実施に伴い平成14年4月に当法人と下水道公社が統合し、現在に至っている。

#### 3 課題と点検評価

当法人については、平成18年度の報告書において提言した次の2点について点検評価を行った。

## (1)公益法人としての役割の追求

平成17年に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下「品確法」という。)が施行されるなど、公共工事が品質確保を重視する方向へ移行する中、当法人は公益法人として一定の役割を期待されており、公共事業の発注者支援に係る業務等における活動の広がりも想定されたことから、平成18年度の報告書では、「常に職員のスキルアップを図りながら、積極的に公益法人としての

役割を果たしていくこと」を提言していた。

この点について、当法人からは、公共事業の発注者支援に係る業務の拡大に対応するため、品確 法に基づく支援管理技術者の認定を職員に取得させたこと、県、市町村及び建設業界の技術職員の 資質向上を図るため、建設技術の研修会や電子入札研修会、電子納品研修会等を無料で開催するな ど、公益法人としての役割を果たすべく業務を行っていることが報告された。

当委員会としては、公共事業の減少や入札制度の改革が行われるなど、建設業界を取り巻く環境が厳しさを増す中で、公共事業の品質をいかに維持していくかは重要な課題であると考えており、当法人が、引き続き、発注者への補完・支援や研修事業など、公共事業の品質を確保するための活動を積極的に展開し、公益法人としての役割を果たしていくことを期待するものである。

#### (2)経営の独立民営化に対応した経営基盤の強化

当法人については、平成17年度末をもって県職員の派遣を取りやめ平成18年度からはプロパー職員のみによる運営が行われていること、県から補助金等の財政的な支援を受けていないこと等が確認され、経営の独立民営化が図られたものと認められたことから、平成18年度の報告書では、「今後とも人的にも財政的にも県の支援に頼らない経営を継続させていくためには、当法人の経営基盤の強化が必要であるが、そのためには、当法人の存在価値を積極的に市町村や民間等にアピールし、業務の対象範囲を拡大していくこと」を提言していた。

この点について、当法人からは、理事長をトップにした営業活動チームをつくり、県内全市町村に対して積極的な営業活動を実施していること、また、業務の対象範囲を拡大するためのこれまでの取組の結果、県以外からの受託事業収入の受託事業収入全体に占める割合は増加傾向を示しており、平成18年度には36%となっていることが報告された。また、現在、市町村では職員の削減などにより技術者が不足してきている状況であり、今後、市町村の補完・支援のための業務の拡大も想定されることから、今後、市町村等に対する営業活動を強化していくことが説明された。

このような取組や経費節減のための取組の結果、当法人は、平成18年度当期収支差額1億2,748万円を計上しており、安定した経営を維持しているものと認められる。当法人の経営基盤を安定したものとしていくため、今後も引き続き、市町村や民間等、業務の対象範囲の拡大に努めていく必要がある。

## 5 青森県道路公社

1 法人の概要 (平成19年7月1日現在)

代表者職氏名	理事長 葛西	憲之	県所管部	課名	県土	整備部 道	路課		
設立年月日	昭和 50 年 4 月	1日	出資金		8,23	5,500 千円			
主な出資者等 の構成 (出資等比率順位順)	氏: 青森県				会額 5,500 千円	出資	等比率 100.0%		
組織構成	区分	人 数	2 3	ち常	含勤	県 OB 2 名	備考		
	理事	3	3名		2名	理事長及び専業公社及び青森県			
	監事	Ź	2名		1名	監事は青森県 住宅供給公社(		土及び青森県	
	職員数	2 (	)名	1	4名	県派遣4名(ランベース) 公社及び青森県 青森県住宅供会 名を含む。	是住宅供給公	社併任)	
業務内容	「みちのく有 理運営等	料道路」	「青森空)	世有 港有米	料道路	」、「第二み	ちのく有	料道路」の	D管
経営状況 (平成 18 年度)	当期収益 (うち業務収入 当期費用 (うち 償還準備金繰) 当期利益	1,934 9,896 A額 893	3,383 千円 ,701 千円 5,062 千円 3,659 千円 2,321 千円	)       	、 県からの	他参考) 無利子借入金 保証・損失補		1,831,793 <del>↑</del> 5,747,933 <del>↑</del>	
	償還準備金繰入額 利益である。								

#### 2 沿革

本県においては、東北縦貫自動車道弘前線が昭和49年度から建設され、更に、むつ小川原開発の 進展が期待される中、各圏域を結ぶ道路の整備が必要となっていた。また、自動車交通量の激増に対 して道路整備が遅れていたため、既存道路の慢性的交通混雑の緩和及び将来の交通需要の増大に対処 するための道路整備が必要であった。

交通需要の増大に対応し、その波及効果を高めるためには、巨額の資金を投入して道路を短期間に整備する必要があったが、従来の公共工事による道路整備では資金や建設の進捗に制約があることから、地方道路公社法に基づき、そのメリットである民間資金を活用して短期間で道路を整備し、有料道路方式によりその建設資金の回収を図るという方策が採られることとなった。

こうした中、当法人は道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効果的に行うために昭和50年4月に設立され、みちのく有料道路(昭和55年供用開始)青森中央大橋有料道路(昭和61年供用開始)青森空港有料道路(昭和62年供用開始)第二みちのく有料道路(平成4年供用開始)を建設し、その管理運営等を行っていたが、青森中央大橋有料道路については、平成18年3月31日に料金徴収期間が終了し、平成18年4月1日から無料開放されたため、現在は残る3つの有料道路の管理運営等を行っている。

また、平成14年4月1日から当法人、青森県土地開発公社及び青森県住宅供給公社の管理部門が 統合されるとともに、常勤役員も併任とされ、現在に至っている。

#### 3 課題と点検評価

当法人については、平成18年度の報告書において提言した次の2点について点検評価を行った。

#### (1)債務返済のための更なる取組の必要性

当法人が管理運営する有料道路の利用台数及び料金収入が建設当初の計画を大幅に下回っており、料金収入で回収することとなっている建設費に係る長期債務について、料金徴収期間内での返済が困難な状況になっていたことから、当法人においては、債務削減のための取組として、平成17年度から平成21年度までを計画期間とする「中期経営プラン」(以下「プラン」という。)を策定した。しかし、プランをベースに行った試算においても料金徴収期間終了時に債務が残る可能性が懸念されたことから、平成18年度の報告書では、「プランに基づく収支改善の取組が一定の成果をあげているものの、県からの新たな財政支援を必要とすることなく、当法人が自らの経営努力により各有料道路の建設に係る債務を返済していくまでには至っていないところであり、今後とも、あらゆる取組を検討し、有効と考えられる取組については早期に実行に移していくこと」を提言していた。

この点について、当法人からは、有料道路回数券の販売促進や駐車場事業の拡大などにより収入の確保に努めていること、工事の発注方法について参加申込型指名競争入札の対象工事の設計下限額を試行的に引き下げて入札に付する対象工事の範囲を拡大するとともに維持工事の施工方法についても必要最小限の補修にとどめるなど経費の削減に努めていることが説明された。

当法人の平成18年度の収支の状況を確認したところ、経費の大幅な削減によりプランに掲げる 収支差は確保されているものの、料金収入はプランの93.2%にとどまっていることから、今後 は、経費の削減に引き続き努めるとともに、収入の確保については更なる取組を検討する必要があ るものと認められた。

なお、みちのく有料道路については平成22年11月に料金徴収期間が終了する予定であるが、その時点で債務が残るものと見込まれている。現在、その対応について、あらゆる手法の可能性を 県と当法人とで検討しているとのことであるが、対応策の検討に当たっては、県民の理解を得なが ら、適切な方策を早期に県民に開示する必要がある。

#### (2)維持管理費の削減と道路の安全性及び利便性の維持・確保

平成18年度の点検評価において、プランの初年度に当たる平成17年度の状況を確認したところ、収入面においてはプランで見込んだ料金収入を確保できなかったが、維持管理費をはじめとする経費削減の取組によりプランで見込んだ収支差を確保していたことが確認されたことから、平成18年度の報告書では、「道路の維持工事の見直しが行われ、維持管理費の削減が図られているが、今後ともその実施に当たっては、道路の安全性及び利便性の確保に充分に留意すること」を提言していた。

この点について、当法人からは、工事の重要度に基づく発注工事の精査及び工事発注単位の見直 しにより維持管理費の削減に努めているが、維持管理費の削減に当たっては、有料道路の安全性及 び利便性を維持・確保していくため、耐震橋梁補強は常に橋梁の点検を怠らず計画的に実施してい ること、また、凍結路面のスリップ事故防止に効果のある排水性舗装や、居眠り事故防止に効果の ある凸凹中心線の増強等を実施していることなどが説明された。

平成18年度もプランで見込んだ料金収入は確保できず、維持管理費をはじめとする経費削減の 取組によりプランの収支差を確保する状況が続いている。当委員会としては、経費の削減に努めて いる点は評価するが、維持管理費の削減に当たっては、今後も道路の安全性及び利便性の維持・確 保に十分に留意していく必要がある。

## 6 財団法人青森県フェリー埠頭公社

1 法人の概要 (平成19年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 倉内	一長	県所	f管部	課名	上県	□整備部 渚	<sup>き</sup> 湾空港課	
設立年月日	昭和 47 年 12 月	7日	基本	5財産		20,	000 千円		
主な出資者等 の構成 (出資等比率順位順)	氏: 青森県	名・名称					注額 ),000 千円	出資等比率 100.0%	
組織構成	区 分 理 事 監 事 職 員	,	7 7名 1名 2名	Э <sup>·</sup>		名 名	備 県OB1名 県OB2名	3 3	
業務内容	フェリー埠頭 その他の建設及		收良、	維持	及び修	<b>多繕、</b>	事務所、	店舗、福利厚	生施設
経営状況 (平成 18 年度)	当期収入 当期支出 当期純利益	898,027 693,728 204,299	千円	إ	(その 県から		-	È 778,533 <del>T</del>	円

## 2 沿革

昭和40年代において、フェリーの需要は急増の傾向にあり、また、船舶航行の安全対策、背後 地の交通混雑緩和、騒音防止、港全体の効率的な利用という面からもフェリー専用埠頭を緊急に整 備する必要があった。

フェリー埠頭は、その運用形態はもとより、安全性やサービス面において特殊性を有し、埠頭の運営に当たっては、企業的手法が必要とされるため、昭和47年12月に、青森県が2千万円を出捐し、当法人が設立された。

その後、昭和49年に青森港フェリー埠頭が、昭和57年八戸港フェリー埠頭が、それぞれ供用開始された。

## 3 課題と点検評価

当法人については、平成18年度の報告書において提言した次の3点について点検評価を行った。

## (1)貸倒引当金の適正な金額の計上

当法人は、これまで、会社更生法の適用を受けた旧東日本フェリー株式会社に対する営業未収金を除き、桟橋等賃貸料等の営業未収金について貸倒引当金を計上しておらず、「十分な余剰金を持っているので、貸倒引当金を毎期計上する必要がなく、回収不能の未収金が発生した年度に計上する」としていた。

しかし、適正な貸倒引当金の計上は、当法人の経営状況を県民に正しく明らかにするために必要であることから、平成18年度の報告書では、「営業未収金等に係る貸倒引当金については、金融商品に係る会計基準に従い適正な金額を計上すること」を提言していた。

本提言については、平成18年度の決算書において、営業未収金7,268千円について貸倒引当金2,698千円が計上されており、適正な金額が計上されていると認められた。

## (2) 高速船導入に対応した施設整備の適切な対応

平成18年度の点検評価では、リベラ株式会社による青函航路への高速船導入に対応した施設整備を平成18年度及び平成19年度の2年間で行うことが予定されており、施設整備に要する経費(見込額:約7億8千万円)についてはリベラ株式会社が全額を使用料として負担するとされていたが、発注方法等によっては工事費が見込額を超える可能性もあるなど、大きな課題が残されていたことから、平成18年度の報告書では、「リベラ株式会社による青函航路への高速船導入に対応した施設整備については、同社とよく協議した上で、当法人にとって将来的な負担となることがないよう、適切に対応すること」を提言していた。

施設整備については、平成18年11月14日に着手し、平成19年8月25日に竣工しており、平成19年9月1日から高速船「ナッチャンRera」の供用が開始されている。また、施設整備に要する経費については、工事の進捗に伴う精算の結果、5億3千万円に減少していること、さらに、この5億3千万円については、これまでの契約に基づく桟橋等賃貸料とは別に、高速船を運航する東日本フェリー株式会社(リベラ株式会社の子会社)と新たに締結する期間20年の桟橋等賃貸借契約により、全額償還されることを確認した。

以上のとおり高速船導入に対応した施設整備については、提言したとおり適切な対応がなされている。

## (3)フェリーの利用促進及び経営合理化の推進

当法人の経営は、各船会社からの桟橋等賃貸料収入が大部分をしめており、当法人が将来にわたって安定した経営を営んでいくためには、各船会社の経営の安定が必要である。しかし、各船会社は、近年、輸送量の減少、石油価格の高騰等により、厳しい経営を強いられていることから、平成18年度の報告書では、「船会社とともにフェリーの利用促進に努めるとともに、船会社の桟橋等賃貸料の減額要求に備えた経費節減等は依然として重要であり、引き続き経営の合理化を推進すること」を提言していた。

本提言についての取組状況は、次のとおりである。

## ア フェリーの利用促進

平成18年度においては、船会社と連携し、県内、秋田県、岩手県及び北海道道南の「道の駅」等にリーフレット2万枚を配布したほか、懸賞金付きフェリー旅行体験記の募集、青森~函館間600名・八戸~苫小牧間200名の旅客往復無料乗車券のプレゼントのイベントを実施しており、また、これらのイベントに関する情報を積極的にマスコミ、メディアに提供し、フェリーの利用促進に努めている。

平成18年度の輸送実績は、対前年度比で次のとおりとなっており、青森港では、いずれも前年度を上回ったものの、八戸港では、八戸~室蘭航路の休止等の影響により、いずれも2桁台の減少となっている。

【平成18年度のフェリー輸送実績(対前年度比)】

区分	トラック	乗用車	バス	旅客
青森港	106%	100%	107%	102%
八戸港	8 7 %	8 7 %	8 2 %	88%

平成19年度においては、高速船の広報を含むリーフレットを作成し、県内、秋田県、岩手県及び北海道道南の「道の駅」に配布したほか、懸賞金付きフェリー旅行体験記の募集、イベント活動助成(県内観光団体等が北海道でイベント活動する際のフェリー航送料、パンフレット作成費等の助成)、青函交流・連携活動支援助成金交付事業を活用した事業(「青函地域に居住する親子が高速フェリーを利用して青函圏域を巡り、地元住民との交流を深める」というテーマに沿った事業)、フェリー利用者へのポケットティッシュ及びタオルの配布、ターミナルビルへの垂れ幕及び横断幕の設置を行っている。

# イ 経営合理化の推進

平成18年度は、徹底した経費節減、入札制度の活用等により、平成17年度実績と比較し、 需用費で約479万円、委託費で約238万円、修繕費で約312万円の削減をしている。

既に述べたように、当法人が将来にわたって安定した経営を行っていくためには、各船会社の経営の安定が必要であり、現在、各船会社は、輸送量の減少、石油価格の高騰等により厳しい経営を強いられていることから、引き続き各船会社とともにフェリーの利用促進に努めるとともに、各船会社からの桟橋等賃貸料の減額要求に備えて、引き続き経営の合理化を推進していく必要がある。

# 7 青森県住宅供給公社

1 法人の概要 (平成19年7月1日現在)

代表者職氏名     理事長 葛西 憲之     県所管部課名     県土整備部 建築住宅課       設立年月日     昭和 41 年 3 月 31 日     資本金     10,000 千円       主な出資者等の構成(出資等比率順位順)     氏名・名称 金額 出資等比率 青森県 5,500 千円 55.0% 青森県 1,300 千円 13.0% 八戸市 1,000 千円 10.0% 弘前市 900 千円 9.0% 五所川原市 500 千円 2.0% 三所川原市 200 千円 2.0% 十和田市 200 千円 2.0% 三沢市 200 千円 2.0% 三沢市 200 千円 2.0% 200 千円 2.0% 200 千円 2.0%       組織構成     区分 人数 うち常動 備考 県のB 2 名 理事長及び専務理事は青森県土地開発公社及び青森県道路公社併任 監事 2名 1名 監事は青森県土地開発公社及び青森県道路公社併任 職員数 2 4名 2 0名 県派遣 4名 (うち3名が青森県土地開発公社及び青森県道路公社併任)	(本人の概要				ı		(平成19年/月1日	1現仕)
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)         (出資等比率順位順)       氏名・名称       金額       出資等比率         青森県       5,500 千円       55.0%         青森市       1,300 千円       13.0%         八戸市       1,000 千円       10.0%         弘前市       900 千円       9.0%         五所川原市       500 千円       2.0%         黒石市       200 千円       2.0%         一十和田市       200 千円       2.0%         ごフ市       200 千円       2.0%         むつ市       200 千円       2.0%         超の千円       2.0%       2.0%         担職       1 1 名       2 名       理事長及び専務理事は青森県土地開発公社及び青森県道路公社併任         監事       2 名       1 名       監事は青森県土地開発公社及び青森県道路公社併任         職員数       2 4 名       2 0 名       県派道 4 名(うち3 名が青森県土地開	代表者職氏名	理事長 葛西	憲之	県所管部語	名  県	上整備部 建	築住宅課	
氏名・名称     金額     出資等比率       青森県     5,500 千円     55.0%       青森市     1,300 千円     13.0%       八戸市     1,000 千円     10.0%       弘前市     900 千円     9.0%       五所川原市     500 千円     5.0%       黒石市     200 千円     2.0%       十和田市     200 千円     2.0%       三沢市     200 千円     2.0%       むつ市     200 千円     2.0%       組織構成     区分     人数     うち常勤     備考       県のB2名     理事長及び専務理事は青森県土地開発公社及び青森県直路公社併任       監事     2名     1名     監事は青森県土地開発公社及び青森県直路公社併任       監事     2名     1名     連路公社併任       職員数     24名     20名     県派連4名(うち3名が青森県土地開		昭和 41 年 3 月	31日	資本金	10,	000 千円		
青森県   5,500 千円   55.0%   青森市   1,300 千円   13.0%   八戸市   1,000 千円   10.0%   弘前市   900 千円   9.0%   五所川原市   500 千円   5.0%   黒石市   200 千円   2.0%   十和田市   200 千円   2.0%   立つ市   200 千円   2.0%   正規   本書		氏	名・名称		金額    出資等比率			
青森市		青森県				5,500 千円	55.0%	
弘前市		青森市				1,300 千円	13.0%	
五所川原市     500 千円     5.0%       黒石市     200 千円     2.0%       十和田市     200 千円     2.0%       三沢市     200 千円     2.0%       むつ市     200 千円     2.0%       組織構成     区分     人数     うち常勤     備考       県OB 2名     理事長及び専務理事は青森県土地開発公社及び青森県道路公社併任       監事     2名     1名       監事は青森県土地開発公社及び青森県道路公社併任     遺路公社併任       職員数     24名     20名		八戸市				1,000 千円	10.0%	
黒石市     200千円     2.0%       十和田市     200千円     2.0%       三沢市     200千円     2.0%       むつ市     200千円     2.0%       組織構成     区分     人数     うち常勤     備考       理事     11名     2名     理事長及び専務理事は青森県土地開発公社及び青森県道路公社併任       監事     2名     1名     監事は青森県土地開発公社及び青森県道路公社併任       職員数     24名     20名		弘前市				900千円 9.0%		
十和田市       200 千円       2.0%         三沢市       200 千円       2.0%         むつ市       200 千円       2.0%         組織構成       区分 人数 うち常勤 備考       県 OB 2名 理事長及び専務理事は青森県土地開発公社及び青森県道路公社併任         監事       2名       1名         監事は青森県土地開発公社及び青森県道路公社併任       遺路公社併任         職員数       24名       20名		五所川原市				500千円	5.0%	
三沢市       200 千円       2.0%         むつ市       200 千円       2.0%         組織構成       区分 人数 うち常勤 備考       県 OB 2名         理事       11名       2名       理事長及び専務理事は青森県土地開発公社及び青森県道路公社併任         監事       2名       1名       監事は青森県土地開発公社及び青森県道路公社併任         職員数       24名       20名       県派遣4名(うち3名が青森県土地開		黒石市				200千円	2.0%	
起 織 構 成     区 分 人 数 うち常勤 備 考       理事 11名 2名 理事長及び専務理事は青森県土地開発公社及び青森県道路公社併任       監事 2名 1名 監事は青森県土地開発公社及び青森県 道路公社併任       職員数 24名 20名		十和田市				200千円	2.0%	
組織構成		三沢市				200 千円	2.0%	
区分     人数     うち常勤     備考       理事     11名     2名     理事長及び専務理事は青森県土地開発公社及び青森県道路公社併任       監事     2名     1名       職員数     24名     20名		むつ市			200 千円 2.0%			
理事     11名     2名     理事長及び専務理事は青森県土地開発公社及び青森県道路公社併任       監事     2名     1名       監事は青森県土地開発公社及び青森県道路公社併任       職員数     24名     20名	組 織 構 成	区分	人数	( う	ち常勤	<u> </u>	備考	
監事     2名     1名       遺路公社併任     環派遣4名(うち3名が青森県土地開		理事	1 ′	名	2名	理事長及び専務		
		監事	2	2名	1名	<b>'</b>	上地開発公社及び青森県	
		職員数	2 4	1名	20名			
業務内容 宅地造成及び宅地分譲並びに賃貸住宅管理及び青森地区における県営住 理受託業務等	業務内容		が宅地分譲ら	並びに賃貸	住宅管理	里及び青森地	区における県営住	:宅管
経営状況 事業収益 658,365 千円 (その他参考)	経営状況	事業収益	658,365	千円	(その他	参考)		
(平成 18 年度) 事業利益 43,968 千円 県からの受託事業収入 74,266 千	(平成 18 年度)	事業利益	43,968	43,968 千円		<b>県からの受託事業収入</b> 74,266 千円		
経常利益 133,444 千円 (県営住宅維持管理に係るもの)		経常利益	133,444	1千円	( 県営住	宅維持管理は	に係るもの)	
当期純利益 209,842 千円		当期純利益	209,842	千円				

# 2 沿革

昭和40年当時、住宅事情は宅地価格の高騰により住宅の建設費が増大し、中堅所得者階層の勤労者にとっては、持ち家を取得することが困難となってきていた。このような状況のもと、国は住宅を必要とする人たちの住宅取得を容易にするため、昭和40年6月に地方住宅供給公社法を制定し、地方住宅供給公社制度が創設された。現在、47都道府県及び政令で指定した10市において、57公社が設立されている。

本県の場合、昭和33年に財団法人青森県住宅協会として発足し、制定された地方住宅供給公社法に基づき昭和41年3月31日に青森県住宅供給公社に組織変更した。設立以来、当法人は、分譲住宅事業及び宅地分譲事業等を通じ、住宅を必要とする県民に居住環境の良好な住宅や宅地を供給し、県民の生活安定と社会福祉の増進に寄与してきた。

しかしながら、近年の当法人を取り巻く社会経済環境の変化から、「持ち家」を促進するという設

立時の役割は薄らいだことから、平成16年3月、公社解散に係る基本方針(「地方住宅供給公社法改正の動向を注視しつつ、出資団体・事業実施団体とも協議しながら、平成20年度を目途に解散する方向で事業の整理を進める」)が当法人の理事会において承認され、平成16年12月策定の青森県行政改革大綱においても青森県住宅供給公社の廃止が明記されたところである。

その後、平成17年6月の地方住宅供給公社法の改正により公社自主解散規定が整備されたことを受けて、当法人は計画的に解散業務に取り組むため、「住宅供給公社解散業務整理計画」(以下「整理計画」という。)を策定し、現在、解散に向けた諸課題の整理・解決に取り組んでいるところである。

なお、平成14年4月1日から当法人、青森県土地開発公社及び青森県道路公社の管理部門が統合 されるとともに常勤役員も併任とされ、現在に至っている。

#### 3 課題と点検評価

当法人については、平成18年度の報告書において提言した次の3点について点検評価を行った。

#### (1)保有土地の着実な売却の推進

当法人は平成20年度末で解散する予定となっているが、平成18年度当初で約22万6千㎡の 土地資産を所有しており、解散に向けて売却を進める必要があると認められたことから、平成18 年度の報告書では、「土地の処分については、それぞれの土地の特徴を踏まえつつ、その取扱いを 整理した上で、解散までの対応策を検討し、例えば条件的な変更により売却の可能性が高まるもの については、必要な整備等を行い、着実に売却を推進していくこと」を提言していた。

この点について、当法人からは、分譲価格の引き下げなどの販売促進策に取り組んだ結果、当法人が所有する土地資産は、平成18年度末で戸建用住宅用地301区画のほか賃貸資産、未造成土地など合わせ、約20万5千㎡となっていること、平成19年度からは、土地資産の売却を更に進めるため、分譲価格の引き下げのほか、新たに、分譲宅地を2区画以上購入した場合に区画数に応じて分譲価格の5%から20%を割り引く「複数区画宅地分譲制度」や、分譲宅地購入者が土地所有権移転の日から1年以内に新築住宅を完成させて3日間一般公開することにより分譲価格の5%を割り引く「新築住宅一般公開宅地分譲制度」を実施し、既に効果が現われてきていることについて報告があった。また、未造成土地については、これから造成しても解散までに売却できない場合には造成費用がかかるだけの結果となるため、新たに造成は行わない予定であることが説明された。

当委員会としては、当法人が様々な販売促進策を実施し、土地資産の売却に努めていることについては評価するが、解散時に当法人が所有する土地資産は、このような取組の結果においてもなお面積で約17万5千㎡、簿価で約22億6千万円となる見込みであることから、引き続き解散までの間に着実に売却を推進していく必要がある。

#### (2)残余財産の処理方針の策定に向けた取組の早期着手

残余財産とは、解散時における現金預金及び売れ残る土地等のことであり、基本的に出資団体(県及び8市)に配分されることになるが、解散時の残余財産の処理については、出資団体以外の市や町(以下「関係団体」という。)に所在する土地が売れ残った場合の取扱い等の課題があったことから、平成18年度の報告書では、「出資団体において早急に一定の方向性を出し、その結果を踏まえて、残余財産の処理に係る基本方針の策定に向けた検討を、関係団体を交えて行うこと」を提言していた。

この点について、当法人からは、平成19年5月に「青森県住宅供給公社出資団体等協議会」を設置し、この協議会において残余財産の処理方針案を平成19年度内にまとめる予定であるとの説明があったが、当法人の解散の時期が平成20年度末に迫っていることから、残余財産の処理方針についてはできる限り早期に策定し、出資団体及び関係団体の合意を得る必要がある。

## (3)プロパー職員の処遇に係る連携した取組の必要性

解散時に在籍するプロパー職員の処遇について、当法人においては、早期勧奨退職者制度を導入するとともに、職員の再就職を支援するための「職員資格取得等支援制度」を導入するなど、その対策に取り組んでいるが、職員の再就職等については目処が立っておらず課題となっていたことから、平成18年度の報告書では、「当法人だけの取組には限界があるので、県及び他団体を含めた連携した取組を行うこと」を提言していた。

この点について、当法人からは、早期勧奨退職者制度により1名の職員が退職し、土地開発公社への研修派遣職員3名のうち2名が当該公社に採用されたことが報告された。また、平成20年度末の解散時に在籍すると想定されるプロパー職員12名に対して個人面談を実施し再就職に対する意思確認を行ったところ、全員が解散後の業務を引き継ぐ清算法人や他の公社等への再就職を希望したことから、当法人としては、職員の再就職について、出資団体及び他公社等へ文書で要請するとともに、理事長が個別に他公社等へ出向き要請する等の取組を行っており、今後も、県と連携して取り組んでいくことが説明された。

解散時に在籍するプロパー職員の処遇については、当法人が県及び他公社等と十分に協議し、早期に再就職の見通しを立てる必要がある。

## 8 財団法人むつ小川原地域・産業振興財団

1 法人の概要 (平成19年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 山崎 奉戴		県所管部課名		エネルギー総合対策局 原子力立地対策課			
設立年月日	平成元年 3 月 20 日		基本財産		10,000 千円			
主な出資者等 の構成 (出資等比率順位順)	氏: 青森県	名・名称				注額 ),000 千円	出資等比率	
組織構成	区分     人数       理事     15名       監事     2名       職員数     4名		うち常	常勤 備 考 1名 名 3名 県派遣2名		-		
業務内容	むつ小川原地域をはじめとした県内各地における産業振興及び地域振興の取 組に対する必要な資金の助成等					!の取		
経営状況 (平成 18 年度)	当期収入 6,288,848 千円 当期支出 6,271,061 千円 (うち事業費 840,641 千円) 当期収支差額 17,787 千円 当期正味財産増減額 231,949 千円			収 入金 ため	(その他参考) 収入及び支出の中には、運用財産としている短期借入金収入(利息は日本原燃(株)が負担)及びその返済のための短期借入金返済支出の5,000,000千円がそれぞれ含まれている。			

## 2 沿革

原子燃料サイクル施設の立地を契機として、むつ小川原開発地域等のより一層の地域振興・産業振興の具体化を地域ぐるみで推進することが重要な課題であった。

このため、地域づくり・産業づくりに係る調査研究及びプロジェクトの実施並びに産業活動の強化・安定のための必要な支援等を行うことにより、むつ小川原開発地域等における地域振興及び産業振興を図り、もって県民全体の生活の安定と向上に寄与することを目的として、平成元年3月20日、当法人が設立された。

なお、設立に当たっては、電気事業者からの寄付金を前提として、県の全額出捐により設立されており、基本的に当法人の事業は基本財産1千万円(県出捐金) 基金50億円(電気事業連合会からの寄付金) 借入金50億円(利息は日本原燃(株)負担)の財産運用から生ずる果実により実施されている。

# 3 課題と点検評価

当法人については、平成18年度の報告書において提言した事項3点及び平成19年度において新たに認められた課題1点について点検評価を行った。

## (1) 平成18年度の報告書において提言した事項

## ア 事業の選択と助成の集中の推進

当法人が実施している「地域産業・プロジェクト支援事業」(以下「プロジェクト支援事業」 という。)について、平成19年度実施事業から助成金額の上限(200万円)が廃止されること となったことから、平成18年度の報告書では、「これを機会に、一層、事業の選択と助成の集 中を推進し、効果的な助成事業を実施すること」を提言していた。

この点について、当法人からは、平成19年度はプロジェクト支援事業の助成事業の件数を絞り込み、「雇用の確保」及び「起業化」に結び付くと期待される事業に対して重点的に助成を行うこととしたこと、これに伴い、イベント事業及びこれまで長期にわたり支援してきた事業について、外部委員会であるむつ小川原地域・産業振興財団プロジェクト支援事業検討委員会の意見も踏まえ、相当数の支援を見送ったことが説明された。また、助成成果の検証については、産業振興のウエイトが高い事業を中心に実施することとしており、特に、平成18年度までの助成金額の上限である200万円を超える助成を行った事業については、事業実施期間中のフォローアップ(中間点検)の充実を図るなど、助成の効果を高めるよう取り組んでいることについても説明があった。

当委員会としては、当法人が、これまで継続して助成してきた案件の見直しを行い、事業の選択と助成の集中を推進している点について評価するものである。一方、平成19年度から助成金額の上限を撤廃したことにより、1件当たりの助成金額も高まっていることから、助成金が助成対象事業において適切に使用されたか、あるいは流用・留保されていることがないかなどの実績把握の重要性もより高まったと言える。今後は、各助成事業の実績把握及び成果の検証を十分に行い、より効果的な助成事業の実施に努めていく必要がある。

また、一般助成事業以外の助成事業に関しても、その内容・実績を明確に把握してその成果を検証し、適正な運用を図る必要がある。

## イ 他団体との協調・連携の必要性

助成を行うに当たって、他の支援を行う団体と連携・役割分担し、他団体が持つ情報や専門性を活用して、助成事業に対して一貫した支援を各段階において行うことができれば、当該助成事業を確実にステップアップさせていくことが可能となるのではないかと考えられたことから、平成18年度の報告書では、「関係組織・団体との連絡会議の設置も含めて、他団体との協調・連携を推進していくこと」を提言していた。

この点について、当法人からは、財団法人21あおもり産業総合支援センター及び県の地域県 民局との連携を図り、新たな助成事業の掘り起こしに努めていることが説明された。

今後は、連携の幅を広げ、産学界とも情報交換を積極的に行うとともに、関係組織・団体との連絡会議の設置等についても引き続き検討する必要がある。

#### ウ 当法人のあり方の検討

当法人の組織体制は、常勤役員である理事長及び常勤職員3名(うち県派遣職員2名)のみであり、当法人がより効果的な助成事業の展開を追求していくためには、必要とされる業務や組織体制など、当法人のあり方についての検討が必要と考えたことから、平成18年度の報告書では、当法人のあり方について「所管課と関係団体を含め検討を進めること」を提言していた。

この点について、当法人からは、組織の活性化及び職員の能力開発を図るため、現在、プロパー職員について、財団法人 2 1 あおもり産業総合支援センターと人事交流を行っており、当法人のあり方については、引き続き検討を進めていくとの説明があった。

当委員会としては、当法人がより効果的な助成事業を実施していくためには、助成事業の掘り起こし、助成事業実施期間中のフォローアップ、助成成果の検証を十分に実施することが必要と考えるが、当法人のみでそれらを十分に実施することは困難であると思われるので、当法人のあり方については、他団体との統合を一定の視野に入れ、引き続き所管課及び関係団体と検討を進めていく必要がある。

## (2) 平成19年度において新たに認められた課題

#### ア 財産運用に係る体制の整備

当法人の経営は、そのほとんどが運用財産(100億円)の利息収入並びに電気事業連合会及び日本原燃(株)からの寄付金により行われており、当法人は、事業及び法人運営に必要な財源を確保するため、金利変動の傾向を考慮しながら、基金を運用している長期国債の集約化や買換、定期預金の入札による切替を行うなど、運用財産の効率的な運用に努めてきたところである。しかし、平成18年度の決算において約2億3千万円の正味財産の減が認められたことから、その内容を確認したところ、国債の運用において、長期にわたって保有することが不利と判断した国債を簿価を下回る額で売却したこと等により、約3億円の正味財産の減が生じ、増要因を合わせても、当法人の会計全体では約2億3千万円の正味財産の減となったことが説明された。

また、国債買換の具体的な決定方法についても確認したところ、大手証券会社からのアドバイスを受けながら理事長と事務局長が協議し、資金の運用管理の原則や運用対象について記載した内規「資金運用の基本方針」に従い、買換を行う額やタイミングを判断して決定していることが説明された。

国債の買換等の財産運用に関する事項は、当法人にとって非常に重要なものであることから、 現在のように理事長と事務局長のみで買換を行う額やタイミングを判断して決定しているとい う体制は改める必要がある。

体制の整備に当たっては、理事長(資産管理責任者)及び理事会の運用責任と権限、運用計画・ 運用実績等の報告に係る運用手続等を内容とする運用管理規程を速やかに整備するとともに、運 用委員会の設置、専門家への運用の委託などについても検討する必要がある。

## 9 財団法人青森学術文化振興財団

## 1 法人の概要

(平成19年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 林 光	男	県所領	管部課	名 総和	务部	総務学	学事課	
設立年月日	平成4年7月1日 基本財産		財産	2,0	2,010,527 千円				
主な出資者等	氏:	名・名称			ž	金額		出資等比率	
の構成	青森県				1,00	0,000	千円	49.7%	
(出資等比率順位順)	青森市				1,000,000 千円		千円	49.7%	
	犬飼 守	犬飼 守			10	0,000	千円	0.5%	
	基本財産受取利息 527 千円 0.0%								
組織構成									
	区分 人数 うち常勤 備考								
	理事	(	5名		1名				
	監事	,	1名		名				
	職員	8	8名		6名				
業務内容	内 容 地域の発展を図るための経済・社会・文化の領域における学術研究、地域における学術・文化の振興に係る事業に対する助成、青森公立大学の国際交流を中心とした教育活動に対する助成等								
経営状況	経常収益	44,0	76 千円	9   (	その他参	多考)			
(平成 18 年度)	経常費用	27,3	31 千円	9					
	当期経常増減額	16,7	45 千円	9					
	当期一般正味財産増	減額 15,2	48 千円	9					

## 2 沿革

青森公立大学の教育研究活動が設置主体の財政状況により妨げられることを回避するために、青森公立大学への財政的支援を安定的に行うことができる財団法人が必要とされたことから、平成4年に青森市からの出捐金10億円により当法人が設立された。

その後、平成5年に青森県からの10億円の出捐を受け、民間からの出捐等も加え、現在20億 1千万円余の基本財産で運営されている。

#### 3 課題と点検評価

当法人については、平成17年度の報告書において提言した次の3点について点検評価を行った。

## (1)組織体制の見直し

平成17年度の点検評価の時点では、当法人の事務局が青森公立大学に置かれており、事務局 長をはじめとする主要な職員は、すべて青森公立大学事務局総務課管理チームの職員が兼務して いた。そのため、当法人は、青森公立大学の職員によって運営され、助成する側(当法人)と助 成を受ける側(青森公立大学)が実質的に同一であり、適当でないことから、平成17年度の報 告書では、「他の団体との統合を含めた組織体制の見直しを行うこと」を提言していた。

本提言については、平成18年7月に当法人の事務局が青森市企画調整課に移管され、助成する側(当法人)と助成を受ける側(青森公立大学)の分離が図られた。また、経理については、

公認会計士事務所のチェックを受けており、当法人が適正に運営されていることを確認した。

しかし、当法人の常勤職員6名は、すべて青森市企画調整課職員が兼務しており、専任の常勤職員がいないため、当法人の自主的な運営について懸念されることから、引き続き他の団体との統合を含めた組織体制の見直しを行う必要がある。

## (2)地域に貢献する支援への対応

当法人は、沿革にあるとおり青森公立大学への財政的支援を安定的に行うことができる財団法人の必要性を受けて設立されたことから、従前、青森公立大学への財政的支援を中心とした業務を行ってきた。

しかし、当法人の寄附行為は、「地域における教育・研究活動等の振興を図り、もって県内の学術・文化の発展に寄与することを目的とする」と謳っており、かつ、当法人に対しては、県も青森市と同額(10億円)の出捐を行っていることから、青森公立大学への財政的支援にかたよることなく、県内の学術・文化の発展に寄与するより広い役割を担うことを期待し、平成17年度の報告書では、「一般公募の事業枠を拡大することや広く県民に周知させるための仕組みをさらに充実させて、地域に貢献する助成事業を効果的に実施すること」を提言していた。

本提言については、平成18年度において、助成事業について、広く県民に周知するため青森市の広報媒体や当法人のホームページを活用するなど一般公募を行ったことにより、次のとおり青森公立大学以外の団体等への助成が増加していることを確認した。

## 【助成金の額】

区分	平成17年度	平成18年度
助成金総額	14,624千円	22,542千円
うち青森公立大学以外	7 1 0 千円	7,791千円

助成対象については、当法人の評議員から選出された委員3名から構成される助成金審査委員会において、「社会的貢献度」、「発展性」及び「計画性」の視点から審査を行い、その結果を参考に決定している。平成17年度は応募件数12件に対し助成件数11件、平成18年度は応募件数20件に対し助成件数19件となっており、応募案件のほとんどが助成されている状況となっている。

これまでの助成対象を見ると青森市内の大学、団体等が多いことから、今後は、県及び各市町村の広報媒体に掲載するなど、より広く県民に周知するための取組を実施し、応募案件の増加を図った上で、助成対象の選定を適切に行っていく必要がある。また、そのためには、助成金審査委員会について、学術・文化に関し見識の高い委員を増員することも検討すべきである。

なお、平成17年度及び平成18年度の助成対象を確認したところでは、大学の紀要及び研究 所報の刊行事業に対する助成が行われているが、大学の紀要及び研究所報は、本来、各大学又は 研究所が予算化した上で刊行すべき性質のものであると考える。

#### (3)資産運用のリスク管理

当法人は、基本財産について円建外債(仕組債)での運用を導入していることから、平成17年度の報告書では、「そのリスク管理については、慎重に対処すること」を提言していた。

本提言については、常務理事を資産管理責任者とし、青森公立大学長を始めとする専門知識を 有する大学教員等による資産運用委員会を設置し、総体的な収益の確保に努める資産運用方針を 定め、資産の安全性に最も留意しながら、多角的・効果的な資産運用を実施しているとしており、 平成18年度末の基本財産の状況は次のとおりとなっている。

区分	平成17年度末	平成18年度末		
定期預金	711,676千円	351,872千円		
国債	898,324千円	1,158,655千円		
円建外債(仕組債)	400,000千円	500,000千円		
合 計	2,010,000千円	2,010,527千円		

平成17年度と比較し、定期預金から国債及び円建外債(仕組債)に切替えが進んでおり、「総体的な収益の確保に努める」という方針に沿った運用が行われていることが理解できる。

保有する6つの円建外債(仕組債)については、平成19年3月末時点の時価評価額が額面より低下しているものの、満期まで保有する目的で購入しており、満期における元本全額の償還が保証されていること、かつ、格付機関の格付けがトリプルAであることを確認した。当該債券は、決算書の注記において時価評価額の把握がなされておらず、後日、当委員会の要請で時価評価額を確認した経緯があることから、今後は、時価評価額を適時・適正に把握し、かつ、決算書に適正に注記する必要がある。また、資産運用委員会を積極的に活用すること等によりリスク管理を徹底する必要がある。

# 10 むつ湾フェリー株式会社

1 法人の概要 (平成19年6月1日現在)

代表者職氏名	代表取締役社長 山	口 健六	県所管部語	果名	全国政策部 <b>第</b>	新幹線・交通 新幹線・交通		
設立年月日	昭和 42 年 11 月 2 日 資本金			2	270,000 千円			
主な出資者等	氏名・名称 弘南バス株式会社				金額	出資等比率		
の構成					90,950 千円	33.7%		
(出資等比率順位順)	青森県				73,550 千円	27.2%		
	外ヶ浜町				28,400 千円	10.5%		
	むつ市				22,000 千円	8.1%		
	東日本フェリー	-株式会社			6,000 千円	2.2%		
	河野 幸一				5,000 千円	1.9%		
	川口 彰五郎				4,650 千円	1.7%		
	菊池 武正			4,500 千円		1.7%		
	青森市				4,100 千円	1.5%		
	十和田湖観光汽	船株式会	社		3,000 千円	1.1%		
組織構成		1 141					 1	
	取締役	人数	【 つ 4名	ち常勤 1名	備	考		
	監査役		1名				-	
	社 員	1 (	)名	10名	i			
業務内容	蟹田・脇野沢間の航路(フェリー「かもしか」)運航							
経営状況 (平成 18 年度)	売上高 営業利益 経常利益 当期純利益	79,566 67,781 31,410 31,733	千円 千円	(その他 県等から	2参考) 5の補助金	38,801 千円		

# 2 沿革

# (1)青森・佐井航路(離島航路)の開設

青森商船株式会社の休航中の青森~大湊航路(青森~脇野沢~川内~大湊)と青森~大間航路 (青森~九艘泊~牛滝~福浦~佐井~大間)について関係市町村及び住民からの再三に亘る航路 再開の要望があったことから、関係町村と地域住民から出資を募り、昭和42年11月に下北観 光汽船株式会社が設立され、青森商船株式会社から休航中の航路・船舶、付帯設備等を譲り受け、 航路を再開した。その後、所有木造船舶の老朽化、バス路線の開設等により青森~大湊航路を廃 止し、青森~脇野沢~佐井航路(離島航路)を開設し、運航を開始した。

#### (2)蟹田・脇野沢航路(フェリー航路)の開設

当初、青森県が津軽・下北の両半島を結ぶ海上交通機関として航路開設を検討したが、経営困難との判断から立ち消えとなった計画を、蟹田町が発起人となり、津軽・下北半島の21市町村に航路の必要性を呼びかけ、「蟹田~脇野沢カーフェリー航路開設期成同盟会」を発会のうえ民間に航路開設を依頼し、青森県・関係21市町村及び民間から広く出資を募り、昭和54年4月にむつ湾フェリー株式会社が設立され、蟹田・脇野沢航路を開設し、運航を開始した。

#### (3)両社の統合

昭和61年10月に、むつ湾内に航路を持つ下北汽船株式会社とむつ湾フェリー株式会社の一社体制化を促進するため、青森県が「下北半島生活航路一社体制準備委員会」を設置し、両社の合併について検討した結果、昭和62年10月1日をもって合併が成立し、下北汽船株式会社となった。

#### (4)離島航路部門の営業譲渡

青森・佐井航路(離島航路)及び蟹田・脇野沢航路(フェリー航路)は、国、県及び関係市町村からの補助金がなければ経営が成り立たない状況が続き、特に離島航路については、経営の改善が困難であったため、平成16年8月の取締役会において「平成17年9月に離島航路を廃止する」ことが決議された。しかし、経営陣が交代し、新体制の下に経営の見直しや改善を行い、離島航路の存続可能性について検討したところ、県の支援を受けずに離島航路を存続させることとなり、平成18年1月に、離島航路の運行を目的に設立されたシィライン株式会社に離島航路部門を営業譲渡し、フェリー航路のみを運行することとなった。

その後、平成18年6月に名称変更し、現在のむつ湾フェリー株式会社となった。

#### 3 課題と点検評価

当法人については、平成17年度の報告書において提言した次の2点について点検評価を行った。

## (1)新たな経営改善計画の策定・公表

平成17年度の点検評価実施時点において、当法人の経営状況は思わしくないものであったが、 離島航路部門の営業譲渡後の新たな経営改善計画はまだ策定されておらず、経営の健全化に向け た施策を具現化した計画の策定が必要と認められたことから、平成17年度の報告書では、「累 積債務の解消に向けた新たな経営改善計画を策定し、公表すること」を提言していた。

この点について、当法人からは、平成17年11月に 経営改善の方向、 増収策、 経費削減策、 社内体制の改善、 収支計画等を内容とする新たな経営改善計画を策定し、平成18年度にその概要をホームページで公表したこと、計画は、収入を毎年度伸ばしていき、平成23年度には単年度黒字を達成する内容となっていることについて説明があった。また、計画上見込まれる平成22年度までの各年度の欠損については、計画の欠損額の範囲内で県及び関係市町から補助金が交付される予定であること、現在当法人が抱えている累積債務については、その解消のため、平成19年度から平成24年度までの間は、県及び関係市町から毎年2千万円の補助金が交付される予定であることについても説明があった。

計画の初年度に当たる平成18年度の当法人の経営状況について、収支全体では計画を達成できなかったことが確認されたが、これについては、原油高による燃料費の増大などで費用が膨らんだことによるものであり、収入面では計画を達成していることが説明された。

確かに、平成18年度は、旅客運賃などの収入が計画をわずかに上回っている状況であるが、 前述したとおり、計画は、収入が毎年度順調に伸びることを想定しているので、今後は、常に計 画と実績を比較しながら計画の達成に努めていく必要がある。

# (2)経営健全化に向けた一層の努力

当法人は、離島航路部門の営業譲渡により経営再建の入り口に立ったところであり、当法人の経営については、合理化の余地が残っていると判断したことから、平成17年度の報告書では、「離島航路が新会社に営業譲渡されることを契機として、抜本的な経営健全化に向けた一層の努力をすること」を提言していた。

この点について、当法人からは、収入確保のための取組として、観光バス事業者と誘客活動委託契約を締結して通年でセールスを実施するとともに、県、関係市町村等で組織する「むつ湾内航路活性化推進会議」と連携してキャンペーンやイベント運行を実施していること、また、経費削減のための取組として、手当の見直しを中心に人件費の削減を実施していることなどが説明された。

このような取組の結果、平成19年度は、フェリーの利用者が増加し、経営改善計画を達成できる見込みとなっており、当委員会としては、その取組を評価するものであるが、来年度以降も計画を達成し、経営健全化を図っていくためには、計画で見込んだ収入を確保していくことが最も重要であるので、今後は、営業活動をさらに強化するとともに、観光客のニーズを捉えた企画商品の開発をすすめ、収入の確保に努めていく必要がある。

# 11 社団法人青森県産業振興協会

1 法人の概要 (平成19年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 林 光男	県所管部	課名 商	工労働部 智	親光局 観光公	E画課
設立年月日	昭和 58 年 10 月 1 日	出資	金 20	,500 千円		
主な出資者等	氏名・名称		金額   出資等比			
の構成	青森県			6,000 千円	29.3%	
(出資等比率順位順)	弘前市			500 千円	2.4%	
	むつ市		500 千円	2.4%		
	つがる市			500 千円	2.4%	
	青森市			400 千円	2.0%	
	八戸市			400 千円	2.0%	
	五所川原市			400 千円	2.0%	
	青森県観光連盟			300 千円	1.5%	
	青森県商工会議所連合名	호		300 千円	1.5%	
	青森県商工会連合会			300 千円	1.5%	
組織 構成	区分人	数 う	ち常勤	備	考	
	理 事 1	8名	1名			
	監事	2名	名			
	職 員 2	1名	6名			
業務内容	青森県観光物産館(ア	′スパム)の	)管理運営	、本県の産	業、観光と物	産、郷
	土芸能等の紹介・宣伝、	産業振興の	ための調	査・研究、	産業及び文化	の交流
	事業等					
経営状況		1	(その他参考)			
(平成 18 年度)	•		県の土地・	施設等使用料	斗に係る減免試算	
		635 千円			125,623	十円
	当期一般正味財産増減額 9,	のいっ十円				

#### 2 沿革

青森県が21世紀に向けて大きく飛躍するためには地場産業の振興が急務であり、各産業を始め、 観光、物産、郷土芸能等を総合的に紹介し、県内外から広く誘客し、より本県を理解してもらう場 となる「青森県の顔」として県民が誇れる施設の建設が県内各界から強く要請されていた。

そこで、県、市町村、関係団体等が総力を結集し、本県産業振興の拠点となるよう、将来をも展望した施設として「青森県観光物産館」(愛称:アスパム)を建設することとし、アスパムを建設・運営する法人として当法人が設立された。

しかし、アスパム建設時の長期債務の返済が計画どおり進まなかったことから、当法人の抜本的な経営改善を図るため、平成9年7月に、アスパム建設時の長期債務相当額を県が補助金として助成し、当法人は、アスパムを県に寄附し、県から無償で貸付けを受けることになった。

本県の文化観光振興を担う法人として一層の効率的運営を図るため、平成15年4月から青森県 営浅虫水族館の管理運営を併せて行ってきたが、指定管理者制度の導入に伴い、平成18年3月を もって同水族館の管理運営を終了した。

#### 3 課題と点検評価

当法人については、平成17年度の報告書において提言した次の3点について点検評価を行った。

# (1)効率的な運営及び収益事業の拡大

当法人は、アスパム及びその駐車場その他の敷地を県から無償で貸付けを受けて経営していることから、本来県に支払うべき使用料相当分(県の財産台帳から積算した試算額125,623千円)については、実質的には県の助成を受けていることになり、平成16年度の正味財産増減額から上記使用料相当分等を引いた独立採算過不足額は、116,633千円のマイナスとなっていた。

そこで、平成17年度の報告書では、「給与体系の見直しその他の経費の節減や誘客による収益向上を図るなど、独立採算を前提にして、アスパムが民間企業により運営された場合と同程度の収益を上げることができるよう、更なる効率的な運営及び収益事業の拡大に向け、一層の努力をすること」を提言していた。

平成16年度以後の年度別の正味財産増減額の状況は次の表のとおりであり、当委員会からの 提言を受けて人件費の配賦について見直しを行った平成17年度以後においては、観光物産館管 理運営事業会計が赤字、観光物産館駐車場管理運営等事業会計が黒字となっており、両事業会計 の合計では、赤字が続いている。

### 【年度別の正味財産増減額の状況】

率向上への取組み、等に取り組むこととしている。

(単位:千円)

区分	16 年度	17年度	18年度	19年度見込み
観光物産館管理運営事業会計	15,751	23,609	15,966	23,105
観光物産館駐車場管理等運営事業会計	4,401	3,942	6,331	1 , 7 4 3
合 計	11,350	19,667	9,635	21,362

当法人は、収入増加の取組として、 ワンドリンクカード特典の対象範囲の拡大、 季節商品の重点販売や店頭イベント開催などの直営店の販売強化、 青森港に入港する客船向けの特典企画の設定、 駐車場の24時間営業の継続と夜間バス駐車利用のPR、 元旦営業の継続、 ホームページの見直しによるPRの強化、 パノラマ映画の新作製作・公開と青い森ホールの多目的活用、 特典付き青森ガイドブック「観光手形」の充実とPR強化、に取り組んでいるところであり、今後さらに、 特典付き観覧企画の旅行商品への組入れの働きかけの強化、 冬季の大型観光ツアーに向けた観覧利用の企画の売込み、 旅行会社に対する津軽三味線無料演奏と買い物や食事を含めた旅行商品化の働きかけ、市内宿泊施設等へのPRの強化、 豪華客船「飛鳥」の乗船客向けの体験メニュー創設による誘客強化、 館内店舗と連携したイベント・企画の積極的な実施、 会議室及びイベントホールの既存利用者の利用継続と新規利用者の開拓・定着

また、経費削減については、平成19年度において事務局職員を1名減員し、人件費総額の削減を図ったほか、建物の省エネ診断の実施、委託業務の精査により経費削減を図ることとしている。

以上のとおり収入の増加及び経費の削減に努めていると認められるものの、経営状況から判断すると一層の経営努力が必要となっている。例えば、給与体系の見直しについては、業務量が年々増加しており、職員の負担が増加してきていることから、業務量に対する職員の給与水準は相対的に低下している状況にあるため、当面は、給与の引下げを実施しないとしているが、今後とも当期正味財産増減額の好転が見込めない場合には、給与の引下げを実施することも検討する

必要がある。また、専務理事の報酬については、他の公社等の理事長と比較しても高いことから、 当法人の経営状況を踏まえた見直しが必要である。

青森県観光物産館(アスパム)は、本県の産業、観光と物産及び郷土芸能等に関する総合的な情報を発信する県内唯一の施設であり、その魅力を高めることにより、公益性の発揮に十分努めつつ、経営の改善を図ることは十分に可能であると考えるので、引き続き一層の経営努力が必要である。特に、東北新幹線青森駅開業は、当法人にとって千載一遇のチャンスであるので、青森市及び県と連携を取りながら、入館者数の増加、収入の増加に積極的に取り組む必要がある。

#### (2)実施事業ごとの経営情報の開示等

平成17年度の点検評価では、平成16年度の決算書において、人件費等の経費について適切な配賦基準が採られていないため、一般会計と特別会計の収支が実態を反映したものとなっていないことから、平成17年度の報告書では、「人件費等の経費について適切な配賦基準をもとに一般会計と特別会計とに配賦し、経営実態を反映した決算書の開示を行うこと」を提言していた。また、併せて「実施事業ごとの収支を把握し、費用対効果の観点からも事業の見直しや事業実施方法の改善を行うこと」を提言していた。

経費の適切な配賦による経営実態を反映した決算書の開示については、既に述べたとおり平成 17年度に人件費の配賦の見直しを行った結果、観光物産館管理運営事業会計が赤字、観光物産 館駐車場管理運営等事業会計が黒字となっている。

また、実施事業ごとの収支の把握については、平成18年度の一般観覧、貸会議室、貸イベントホール及び地域伝統芸能情報発信事業等について実施されており、その収支の状況は、次のとおりとなっている。

(単位:千円)

#### 【実施事業ごとの収支の状況】

27(1003)71( 17 17)7	1,1,202		( 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
区分	一般観覧	貸会議室	貸イベントホール	地域伝統芸能情報発信事業
事業活動収入	25,575	42,402	19,737	1,550
事業活動支出	28,670	30,757	19,174	4,652
事業活動収支差額	3,095	11,645	5 6 3	3,102

一般観覧部門と地域伝統芸能情報発信事業において、事業活動収支が赤字となっており、この 2 つは公益的な面もあることから、赤字であることをもって直ちに廃止しなければならない、と いうわけではないが、当法人の経営を考えた場合、費用対効果の観点から事業の見直しや実施方法の改善を行うことは必要である。

また、これら以外の事業についても、事業ごとの収支(損益)を把握し、費用対効果の観点から事業の見直しや実施方法の改善を行う必要がある。

#### (3)内部監査の制度確立と実施・強化

当法人は、内部監査を実施していなかったことから、平成17年度の報告書では、「『内部監査』の制度確立と実施・強化に早急に対応していくこと」を提言していた。

本提言については、平成18年度に内部監査に関する規程を制定し、同年度から内部監査を実施しているとのことであり、適切に実施する必要がある。

# 12 社団法人青森県畜産物価格安定基金協会

1 法人の概要 (平成19年6月1日現在)

代表者職氏名	会長理事 中谷 藤太郎 県所管部舗			果名	農林水産部 畜産課				
設立年月日	昭和 47 年 10 月	13 日	出	資金	È	568	,960 千円		
主な出資者等	氏:	名・名称				金額 出資等比率			
の構成	農協連・農協等	争				190	),540 千円	33.5%	
(出資等比率順位順)	青森県					160	),000 千円	28.1%	
	(社)青森県配台	合飼料価格安	定基金	金協会		120	500 千円	21.2%	
	市町村					97,920 千円		17.2%	
組織構成			п						1
	区分	人 数	ζ	うち	5常勤	ħ	備	考	
	理事	1 (	)名		1	名			
	監 事		2名			名			
	職員	3	3名		3	名			
業務内容	肉用子牛生産		る生産	全者補統	給金(	の交付	付、肉豚生	産者に対する	価格差
V2 ** /   \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	補てん金の交付					2.00/	L 44 +7 \		
経営状況	当期収入	4,953,889 千円			( 1	-07t	也参考)		
(平成 18 年度)	当期支出	4,958,485 千円							
	(うち事業費		35,103 千円)						
	当期収支差額								
	当期正味財産増減	越額 1,1	41 干	円					

#### 2 沿革

国の補助金制度創設を受けて、肉用に肥育するための素牛として重要性が高まっていた乳用雄子牛について、その販売価格が一定水準を下回った場合に生産農家に価格差補てん金を交付し、生産農家の経営安定を図ることを目的として、昭和47年10月に「社団法人青森県乳用雄子牛価格安定基金協会」が設立された。

その後、昭和52年には、国の制度改正を受け、乳用雄子牛を含む肉用子牛全体を対象とした「肉用子牛生産者補給金交付事業」を実施することとなり、これに伴い、名称が「社団法人青森県肉用子牛価格安定基金協会」に変更された。

昭和63年6月の日米・日豪の合意により平成3年4月から牛肉輸入数量制限が撤廃されることになったため、牛肉輸入自由化対策として「肉用牛生産安定等特別措置法」が制定され、この法律に基づく肉用子牛生産者補給金制度が平成2年4月からスタートし、制度の拡充・強化が図られた。また、平成7年には、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意等に対応した「地域肉豚生産安定基金造成事業」の創設を受けて、「肉豚価格差補てん事業」を実施することとし、名称が「社団法人青森県畜産物価格安定基金協会」に変更された。

#### 3 課題と点検評価

当法人については、平成17年度の報告書において提言した次の2点について点検評価を行った。

#### (1)畜産協会との統合に向けた検討

県は、平成13年度に策定した「青森県における畜産関係団体の再編統合の基本的な考え方」 (以下「基本的な考え方」という。)に基づき、7つの畜産関係団体の再編統合を段階的に進め ているところであり、平成15年7月には、社団法人青森県家畜畜産物衛生指導協会、社団法人 青森県畜産会及び社団法人青森県肉用牛協会の統合により社団法人青森県畜産協会(以下「畜産 協会」という。)が発足し、家畜衛生対策、畜産の技術及び経営に関する指導、肉用牛肥育経営 安定対策、畜産環境保全対策など、畜産に関する広範な業務に取り組み、中長期にわたり総合的 に支援・指導を行う畜産関係団体の中核組織として機能強化を図っている。基本的な考え方にお いて再編統合を進めることとされている残りの団体は、社団法人青森県配合飼料価格安定基金協 会、社団法人青森県養豚協会、青森県養鶏協会及び当法人となっているが、平成17年度の点検 評価においては、当法人から「統合の緊急性と必要性が認められない」として、統合に否定的な 見解が示されていた。

当委員会では、本県における総合的かつ効果的な畜産振興を推進するためは、基本的な考え方に基づき、畜産協会と当法人の統合が必要であるとの認識に立ち、平成17年度の報告書では、 当法人に対し、「社団法人青森県畜産協会との統合に向けた検討を開始すること」を提言していた。

当法人では、本提言について、グローバリゼーションの下で生産者の大規模化が進んでいることから、畜産と米、野菜等の複合的な経営を行う中規模農家を中心に支援を行う畜産協会は、既にその役割を終えており、今後は、高度な技術を持った新たな指導体制の構築が求められている、としている。

これに対し、所管課では、グローバリゼーションの下で生産者の大規模化が進んでいるが、本 県の現実を踏まえると、畜産と米、野菜等の複合的な経営を行う中規模農家も基本的にはこれま でどおり維持していく必要があり、農家戸数の減少や畜産環境問題の深刻化など、今後の畜産情 勢の大幅な変化に的確かつ柔軟に対応するため、生産者等の負担軽減等を視野に入れ、生産者の 立場に立った総合的専門的情報・技術の提供や、人的資源の有効活用、さらには団体の維持管理 コストの低減などの効果を期待し、再編統合が可能な団体については、統合していくべきである としている。

これからの本県における畜産業のあり方について当法人と所管課の考え方が異なっており、このことにより将来における畜産協会の役割について見解が分かれているが、現時点では、家畜衛生対策、畜産の技術及び経営に関する指導、肉用牛肥育経営安定対策、畜産環境保全対策など、畜産に関する広範な業務が実施されており、畜産協会が既にその役割を終えているとは認められない。また、当法人が指摘するように、生産者の大規模化に伴い、高度な技術を持った新たな指導体制の構築が求められているとしても、そのような指導体制を一から構築するよりは、畜産協会を中核とした関係団体の再編統合等により対応していく方がより現実的であると考える。

当法人では、畜産協会との統合によるメリットがないことも、統合を否定する理由の一つとしているが、所管課が指摘するように、生産者の立場に立った総合的専門的情報・技術の提供や、人的資源の有効活用、さらには団体の維持管理コストの低減などの効果が期待できると考えられることから、本県における総合的かつ効果的な畜産振興を推進するため、畜産協会との統合に向けた検討を開始すべきである。

また、所管課においては、畜産協会との統合について、当法人の理解が得られるよう努めるべきである。

#### (2)内部監査の制度確立と実施・強化

当法人は、内部監査を実施していなかったことから、平成17年度の報告書では、「『内部監査』の制度確立と実施・強化に早急に対応していくこと」を提言していた。

本提言については、平成18年度末に内部監査規程を制定したとのことであるので、内部監査 規程に基づき年2回の監査を適切に実施する必要がある。

#### 13 財団法人むつ小川原漁業操業安全協会

#### 1 法人の概要

(平成19年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 古川 健治		県所管部課名		果名	農林水産部水産局水産振興課			果
設立年月日	昭和 58 年 10 月 19 日			基本財産 1,598,000 千円					
主な出資者等	氏	名・名称			金額		出資等比率		
の構成	日本原燃株式名	会社			1	,000	),000 千円	62.6%	
(出資等比率順位順)	青森県					500	),000 千円	31.3%	
	基本金組入額					98	3,000 千円	6.1%	
組織構成	区分	人数	7	うな	5常勤	1		考	
			1名	<u> </u>	J m ±/.	名	MH - 5		
	<u>**                                   </u>		· 口 2名			名			
	職員	2	2名		1	名			
業務内容	むつ小川原港に出入港する船舶による漁業被害の発生を防止し、漁業操業の安全確保を図るための啓発指導、情報連絡及び調査研究、当該船舶による漁業被害に対する救済金等の給付、当該船舶による漁業被害の解決に必要な交渉の援助、漁業の振興を図るための助成等								
経営状況 (平成 18 年度)	当期収入 当期支出	28,016 26,433			(その	他参	考		
( i¬i¾, i∪ 〒i交 )	当期又出 (うち事業費 当期収支差額 当期正味財産増減	17,612 1,583	千円	)					

#### 2 沿革

むつ小川原港周辺海域においては、同港の建設以前から地元漁業者等により多種多様の漁業が営まれてきたところであり、同港の建設に伴い漁業操業の安全に対する危惧が生じたことから、将来にわたって永続的に同港周辺海域における漁業操業の安全を確保し、漁業者の生活の安定を図るため、県から5億円の出資を受け、昭和58年10月に当法人が設立された。

平成5年3月に、漁業操業の安全確保及び漁業の振興等を図ることを目的として日本原燃株式会社から10億円の寄付を受け、基本財産に組み入れるとともに、寄附行為の目的及び事業に「漁業の振興を図るための助成」が追加された。

# 3 課題と点検評価

当法人については、平成17年度の報告書において提言した次の2点について点検評価を行った。

#### (1)統合等による内部統制の充実強化及び業務執行の効率化

平成17年度に当法人の点検評価を行った時点では、専任の職員が1名だけであり、また、専任の職員は六ヶ所村役場内に配置され、事務局長は青森県漁業協同組合連合会(青森市)の専務理事が兼務していたため、専任の職員が週に1回程度青森市に出張している状況にあった。

このような組織体制は、内部統制の観点から問題があり、また、業務執行の効率性の観点から も不十分であることから、平成17年度の報告書では、「別団体と統合するなど、内部統制の充 実・強化と業務執行の効率化を図っていくこと」を提言していた。

本提言については、平成19年6月に六ヶ所村の職員が事務局長(兼務)に任命されたことにより、同村役場内に事務局長及び専任の職員が配置されることとなり、内部統制の充実・強化及び業務執行の効率化において、一定の改善が図られたと認められる。

しかし、依然として専任の職員が1名だけであり、平成17年度の報告書でも指摘したように、職員が長期間同一の職務に従事する場合には、職務遂行上のモラルとモチベーションの低下を招きやすく、また、職員に事故等があった場合に当法人の運営が立ち行かなくなる恐れがあるなどの弊害があることから、別団体と統合するなど、組織体制の強化を図っていくことが必要である。

#### (2)漁業振興対策助成事業における実施事業の精査

平成17年度の点検評価の際、当法人が実施する漁業振興対策助成事業(漁業協同組合等の行う漁業の振興を図る事業に助成金を交付する事業)について、平成14年度から平成16年度までの執行状況を調査したところ、助成先及び助成額がほぼ固定しており、このような状況が続くと当法人からの助成金が非効率的に使われるおそれがあることから、平成17年度の報告書では、当委員会の前身である青森県公社等経営評価委員会から求められていた「事業の評価及び公表」の実施に加え、「単なる機械的な配分にならないよう、毎年度、実施事業を精査し、真に漁業振興につながるような事業に助成していくこと」を提言していた。

「事業の評価及び公表」については、平成17年度に事業評価実施要綱を制定し、平成18年度から漁業振興対策助成事業における実施事業の評価を実施し、その評価結果を当法人のホームページ(http://www13.ocn.ne.jp/~souankyo/MyPage/menu0.html)において公表していることを確認した。しかし、事業評価シートの記述が全体的にわかりにくく、また、評価の理由が示されていないため、評価が適切に行われているのか判断できないことから、事業評価シートの内容については、今後、充実させていく必要がある。また、「A」評価となっている項目が多く、現時点では、事業の評価が「実施事業の精査」につながっていないことから、今後は、より実効的に運用していく必要がある。

# 14 青森空港ビル株式会社

1 法人の概要 (平成19年6月28日現在)

代表者職氏名	代表取締役社長 花日	日 隆則	県所管部	課名 県	土整備部 港	湾空港課	
設立年月日	昭和 60 年 4 月 1	日	資本金	1,	620,000 千円		
主な出資者等 の構成	氏行 青森県	名・名称			金額 出資等比率 884,000 千円 54.6%		
(出資等比率順位順)	青森市			2	251,000 千円	15.5%	
	(株)日本航空イ 日本政策投資銀		ショナル	,	170,000 千円 80,000 千円	+	
	(株)青森銀行				40,000 千円 40,000 千円		
	東北電力(株)	(株)みちのく銀行 東北電力(株)				1.9%	
	日本通運(株) (株)東奥日報社				25,000 千円 20,000 千円		
	青森放送(株)				20,000千円	1.2%	
組織構成	区分	人 数	χ =	ち常勤	備	<b>着</b>	
	取締役 監査役		3名 3名	2 <del>1</del>		名	
	社員数	2 :	3名	124	3		
業務内容	青森空港ターミナル(旅客ビル及び貨物ビル)の賃貸及び管理運営並びに 食物、旅行日用品並びに観光土産品の販売等						
経営状況 (平成 18 年度)	営業収益 営業利益 経常利益 当期純利益	107,29 105,60	9 千円	(その他	!参考)  料に係る減!	免額 1,4	38 千

#### 2 沿革

青森空港は昭和39年11月に県が設置・管理する第三種空港として滑走路1,200メートルで供用開始した。その後、激増する航空需要に対応するため、ジェット機が就航できるよう滑走路を2,000メートルとすることとし、新空港の建設を推し進め、昭和62年7月に新空港として供用開始した。こうした新空港の拡充整備に伴い、空港利用者に対し十分その使命を果たせるような空港ターミナルビルの建設が必要となり、昭和60年4月1日、県及び関係市町、航空会社並びに経済界等が共同して空港ターミナルビルの運営にあたる「青森空港ビル株式会社」を設立した。

平成4年には国際線対応施設となる空港ターミナルビル増改築等が行われ、平成7年には、国際 線定期便対応に必要な施設整備等が行われ、青森~ソウル線、青森~ハバロフスク線が相次いで開 設された。

その後も空港ビル施設及び空港機能の充実が図られ、平成17年4月には3,000 メートル滑走路が、平成19年3月にはCAT- a(計器着陸装置等の高カテゴリー化)が供用開始された。

#### 3 課題と点検評価

当法人については、平成17年度の報告書において提言した次の2点について点検評価を行った。

#### (1)効果的な集客対策事業の実施

平成17年度の点検評価では、営業収入が減少しているものの、空港利用者を増加させるために広報や空港利用促進事業等を積極的に展開していることを確認したが、営業利益が減少している中では、その効果が重視されることから、平成17年度の報告書では、「集客対策事業としての広報事業、利用促進事業及びイベント事業の実施に当たっては、その効果を十分に検討し、実施すること」を提言していた。

平成18年度においては、りんごをはじめとする地場産品の催事販売、例年実施している「空の日記念事業」等を実施したほか、無料情報誌をはじめとした各種広告媒体を使用し、積極的なPRを実施している。また、平成19年度においては、新幹線対策検討チームを編成し、他の空港で実施しているイベントを始めとした賑わいづくり・集客対策や利用促進対策を調査・検討し、早急に対応できるものは速やかに対応するよう努めており、空港の利用促進、活性化及び広報の活動強化と空港ターミナルビル内のサービス機能を充実・融合させ、また、ホスピタリティの充実、二次アクセス実現による利便性の向上に努め、快適な施設及びサービスの提供を図ることとしていることを確認した。

それぞれの集客対策事業の集客効果を正確に把握することは困難と思われるが、引き続きその効果を十分に検討し、効果的・効率的に集客対策事業を実施していく必要がある。

#### (2) 県出資金の引揚げの検討

県の出資金については、県有資産の効率的配分の観点から有効に投入・活用する必要があるため、平成17年度の報告書では、「経営目的が順調に達成され、経営の自立・配当の継続等が可能となった段階において、県の出資金の引揚げが行えるよう、引き続き検討すること」を提言していた。

当法人は、厳しい経営環境下にあるものの、経費削減等の経営努力もあり、現在のところ経営は安定しており、平成17年度からは株主配当を実施している。また、平成19年10月からの福岡便の運休による影響については、前年度同期間の乗降客数14,365人の減少を見込んでいるものの、国内線全体では、福岡便利用者の東京便へのシフト、CAT- aの供用開始に伴う欠航便の減少により、前年度並みの利用者数と予測しているとのことであり、当法人の経営に与える影響は小さいものと理解した。

当法人及び所管課は、本提言について、平成22年度の東北新幹線新青森駅開業に伴う航空利用者への影響が想定され、県も一体となって利用者の増大を図るための諸施策に取り組む必要があること、また、県の出資引揚げは、他の株主、特に市及び町の追従等の問題もありうることから慎重に検討していく、としている。

当委員会も、県出資金の引揚げに当たっては、平成22年度の東北新幹線新青森駅開業に伴う 航空利用者への影響を見極める必要があると考えており、影響を見極めた上で再度検討する必要 がある。

# 平成19年度青森県公社等点検評価委員会委員名簿

:委員長

# 【学識経験者】

末 永 洋 一 青森大学総合研究所長

# 【企業経営者】

安 保 照 子 株式会社はとや製菓代表取締役社長

藤村 徹 藤村機器株式会社代表取締役社長

# 【会計専門家】

倉 成 美納里 倉成会計事務所(公認会計士・税理士)

# (参考)

# 青森県公社等点検評価委員会による点検評価実施対象公社等及び点検評価実施年度

# A 県職員の派遣が認められている法人及び知事が理事長の任命又は指名を行う法人

公 社 等 の 名 称	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
(財)青森県国際交流協会			(3	独立民営化	۲)
(社福)青森県すこやか福祉事業団			(3	独立民営化	۲)
(財)21 あおもり産業総合支援センター					
(社)青い森農林振興公社					
青森県土地開発公社					
(財)青森県建設技術センター					
青森県道路公社					
(財)青森県フェリー埠頭公社					
青森県住宅供給公社					(廃止)
(財)むつ小川原地域・産業振興財団					

# B 県が25%以上出資等している法人(Aの法人を除く。)

公社等の名称	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
(財)青森学術文化振興財団					
八戸臨海鉄道(株)					
むつ湾フェリー(株)					
青い森鉄道(株)					
(財)青森県生活衛生営業指導センター					
(株)青森データシステム					
(社)青森県産業振興協会					
(社)青森県畜産物価格安定基金協会					
(社)青森県畜産協会					
(社)青森県水産振興会					
(財)青森県沿岸漁業振興協会				(廃 止)	
(財)むつ小川原漁業操業安全協会					
(社)青森県栽培漁業振興協会					
青森空港ビル(株)					
(株)建築住宅センター					
むつ小川原石油備蓄(株)					
むつ小川原原燃興産(株)					
(財)青森県育英奨学会					
(財)暴力追放青森県民会議					

# 青森県総務部行政経営推進室 行政改革等担当

青森市長島一丁目 1 番 1 号 TEL 0 1 7 - 7 3 4 - 9 0 5 9 FAX 0 1 7 - 7 3 4 - 8 0 3 2

公社等改革ホームページ

http://www.pref.aomori.lg.jp/kousha/